

沖縄市上下水道事業包括業務委託募集説明書等に関する質問及び回答

回答日：令和 8 年10月23日

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
1	募集説明書	P4	1	5	2	対象施設	当該業務の対象施設については、公共下水道として「汚水」「雨水」が含まれます。 ただし、排水路清掃業務等については当該業務の対象外となります。 ※主要施設に関するデータをDVDにて配布いたします。受取の際は空のDVDをお持ちください。
2	募集説明書	P12	4	2	(3)	その他	対面質疑の申込について、以下の認識で問題ないでしょうか。 提出期限：令和8年9月25日（金）16時まで 提出方法：電子メール、持参、郵送のいずれか（郵送の場合は提出期限までに必着にかぎる） また、参加者の上限人数がありましたらご教示ください。
3	要求水準書	P19			第5章 コンサルタント業務の 要求水準	(イ) 下水道事業に関する業務 下水道事業に関するコンサルタント業務は、【別紙 参考 業務仕様書一覧】に示す業務とする。と記載がありますが業務仕様書一覧に下水道コンサル業務が見当たりません。下水道コンサル業務についてご教授ください。	(記載修正) 現時点では、下水道事業に関するコンサルタント業務は含まれていません。ただし、SM計画に関連する調査・計画見直し・経営戦略は本業務に含み、複数年度で実施する予定です。
4	参考仕様書一覧	－				沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務 についてこちらは、現在本件とは別に発注されている業務と内容が同じものと思われますが、こちらは10年間で同じ内容の業務を行うものと考えてよろしいでしょうか 今回予定価格の中にSPCの設立費用は計上されているでしょうか。 また計上しているのであれば費用についてご教授ください。	沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務 については、10年間で再評価および計画の見直しを行う業務を想定しております。 本業務についてSPC設立を基本としていますが、業者体制や業者数の想定ができないため、設立費用については計上しておりません。
6	要求水準書	P37			第12章 危機管理に関する要求 水準	12－3. 災害・事故等の緊急事態への対応 災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、甲及び乙が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、本要求水準書【別紙3】に示すと記載がございますが別紙3が見当たりません。別紙3を提示願います。	【別紙3】について、準備ができましたら市HPへ掲載してまいります。
7	提案評価基準書（案）	P7			表3	表3 別表審査項目「7-5 改築支援に係る各業務について」の受注実績の評価基準 の記載がありますが、今回改築支援業務が入っている認識でよろしいでしょうか。要求水準書に記載がないので確認お願い致します。	今回改築支援業務が入っている認識でよいですが、支援内容については、契約前協議において必要に応じ内容を調整する考えです。
8	様式	－			様式11－18	11-18 収納業務、滞納整理業務について、要求水準書に記載がございますが、こちらについては今回業務内容に入っていない認識でよいのでしょうか。	様式11-18 4-3収納業務、滞納整理業務については、一部を除いて現在局職員にて行っている業務であり、その業務についても本委託内容に含んでおります。※業務範囲について別途掲載予定。
9	様式	－			様式11－19	11-19 給水装置・排水設備関連業務について、要求水準書に記載がございますがこちらについては今回業務内容に入っていない認識でよいのでしょうか。	給水装置関連業務の給水装置工事申込に関連する業務については、今回の業務に含んでおりません。※給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者関連支援業務は含んでおります。 排水設備関連業務の範囲については、排水設備に関する窓口の相談や申請書類の審査等を予定しています。
10	提案評価基準書（案）	P9			別紙1	3-1【同種業務の受注実績について】の評価方法 ※各業務内容（本要求水準書 参照）に関して、同種業務を受託した実績を評価の対象とする。と記載がございますがこちらに記載の業務内容が、要求水準書と齟齬が生じていると感じております。例：水道工務関連の台帳システム管理については要求水準書に記載ございません。	要求水準書は、個別具体的な実施方法までを一律に定めるものではなく、要求水準書に示す業務の目的、基本的な範囲及び要求水準を満たす提案として、事業者の創意工夫を求めるものとして考えています。したがって、当該項目が業務の目的及び基本的な範囲に適合し、要求水準を上回る又は要求水準を実現するための具体的な提案として整理される場合は、提案書に記載することができると考えています。基本的には、要求水準書に記載がない場合、参考仕様書にて確認いただき、提案評価基準書P11に記載ある業務内容を含むものとして提案を行ってください。
11	提案評価基準書（案）	P11			別表	地域貢献及び人材教育等についてですが、評価基準に従業員の教育体制・教育方針と記載がございますが、こちらに記載の従業員とはだれを指しているのでしょうか。	選定予定業者の従業員を指します。
12	様式	－			様式12 見積内訳書	質問1：様式内で既定されている項目について、事業者側で追加・削除は認められているのでしょうか。 質問2：質問1の回答が「不可」の場合、様式12「見積内訳書」の項目と、要求水準書に定める業務名称が一致しない業務については、参加者の判断により、業務内容に応じて様式12のいずれかの項目に分類して計上するとの理解でよいでしょうか。 例えば、要求水準書に定める「廃棄物管理業務」は、様式12に同名の項目がありませんが、参加者の判断により該当すると考える項目へ計上してよいでしょうか。	回答1：基本的には、示している項目での見積もりになります。また業務内容の項目を満たした上で必要に応じて参加者側での追加・削除を行ってください。 回答2：－
13	様式	－			様式12 見積内訳書	様式12「見積内訳書」に記載する各小項目の金額について、契約書第64条に定める「施設管理経費」「修繕費用」「施設更新費用」及び「コンサルタント業務費用」のいずれに該当するか、対応関係をご提示ください。 なお、一つの小項目に複数の費目が含まれる場合は、それぞれの区分をご提示ください。	見積内訳書の小項目対応関係について、 統括管理業務（施設管理費）、運転管理業務（施設管理費）、保全管理業務（修繕費用）、コンサルタント業務（コンサルタント業務費用）、メーター購入管理業務（施設更新費用）、料金徴収・窓口関係業務（施設管理費）、建設工事（修繕費用）として考えています。 ただし選定予定者と契約前協議において柔軟に項目調整を行ってまいります。

No.	書類名	頁	項		目	項目名	質疑内容	回答
14	募集説明書	P6	2		3	参加資格要件②	コンサルタント業務の実施実績の取扱いについて 募集説明書2.3②では、コンサルタント業務を行う構成企業又は協力企業に「コンサルタント業務に係る資格要件及び実績要件」を求めています。一方、提案評価基準書では、水道及び下水道の更新支援業務について「同種業務実績」を評価するとされています。 つきましては、参加資格の確認及び技術提案の評価に用いるコンサルタント業務の実績について、次の点をご教示ください。 ① 参加資格を満たすために必要な実績の業務内容、必要件数及び対象期間。水道・下水道それぞれの実績が必要かどうかも含めてご教示ください。 ② 評価対象となる「同種業務」の具体的な範囲。水道の管路耐震化計画・更新計画、下水道のストックマネジメント計画・改築更新計画等の策定実績は、それぞれ対象となりますか。また、類似業務の実績も評価対象となりますか。 ③ 様式9に記載する実績について、構成企業と協力企業のいずれの実績も参加資格の確認及び技術提案の評価に用いることができますか。	①参加資格を満たすための必要事項等について、決められたものはございません。業務実績がある場合は、確認可能な資料も併せてお示しください。 ②「同種業務」における具体的な範囲はございません。水道の管路耐震化計画・更新計画、下水道のストックマネジメント計画・改築更新計画等の策定実績は、評価対象となる可能性があります。類似業務の評価対象有無については、資料に記載する通りです。 ③可能と考えられます。
15	要求水準書	P14	4		4	2 保守管理の要求水準書 (2) 保守点検業務	(エ) 主要人孔の保守点検 浄化センター敷地内とありますが、場所をご教示下さい。	浄化センターの類似施設として、ポンプ所28か所、ポンプ場4か所を点検します。
16	契約書	P6				第21条 (3)	「業務遂行責任者」の費用は現場管理費で見られていますか。 金額をご教示下さい。	費用に含んでおります。
17	契約書	P6				第21条 (4)	「業務主任技術者」の費用は現場管理費で見られていますか。 金額をご教示下さい。	費用に含んでおります。
18	募集説明書	P5	2		2	参加者の構成等 ⑤、⑥	SPCの設立とありますが、経費は計上金額をご教示下さい。	SPC設立費用は、計上しておりません。今後、優先交渉権者が決定した段階で、SPCの設立費用について、弁護士の見解も踏まえながら当該事業者と協議してまいります。
19	募集説明書	P7	2		6	予定価格	予定価格が9,835,900,000円(税込み)ですが、基礎資料の水道事業、下水道事業を足しても予定価格になりません。差額分の内訳と金額をご教示下さい。又は、年度毎を記載下さい。	配布している基礎資料は、統括管理費用以外の半年度分(1年分)の目安となる費用となります。記載にもありますが参考資料となります。
20	参考仕様書一覧						各、1番から36番 現在、受注社でご教示下さい。	別表にて回答
21	参考仕様書一覧						各、1番から36番 R6.7.8年分の受注金額をご教示下さい。	別表にて回答
22	参考仕様書一覧						項目が増えたり減ったりしていますが、価格の変動等はありませんか。	現時点において価格の変動はございません。
23	参考仕様書等	P1				① 番号 1	水道施設等維持管理委託業務 確認です。平日17:30～翌8:30 休日8:30～翌8:30でいいですか。平日は8:30～17:30は窓口業務対応で可能か。	水道施設等維持管理委託業務は局の業務時間外での電話対応業務です。業務時間中の対応は窓口業務での対応となります。
24	参考仕様書等	P1				番号 1	水道施設等維持管理委託業務 二次側対応は含まれていますか。	二次側対応は含まれていません。
25	参考仕様書等	P1				番号 1	水道施設等維持管理委託業務 現場調査で二次側だった場合も、料金出勤費は発生しますか。	初期対応の電話聞き取りで、一次側が原因の可能性がある場合に行った調査に関しては費用請求可能です。
26	参考仕様書等	P1				番号 1	水道施設等維持管理委託業務 変動金額で見えていますか。	変動金額で計上しています。
27	参考仕様書等	P1				番号 1	水道施設等維持管理委託業務 内容確認ですが、1次側2次側バルブ操作は乙では出来ませんか。	乙で操作可能です。
28	参考仕様書等	P1				番号 1	水道施設等維持管理委託業務 緊急夜間、工事を進める、辞める基準判断は甲ですか。 乙ですか。金額提示があれば、ご教示下さい。	甲で判断します。
29	参考仕様書等	P2				番号 2	自家用電気工作物保安管理業務委託 (ポンプ場) 場内等の鍵は年間貸出で乙が所持出来ますか。 都度、貸出ですか。夜間対応の為。	乙で所持可能です。
30	参考仕様書等	P2				番号 2	自家用電気工作物保安管理業務委託 (ポンプ場) 「省エネルギーに関して・・・」ありますが、何を示していますか。具体的に教えて下さい。例:太陽光設置	定期点検のデータを基に、電気の無効電力が発生した場合に、設備や電気の使い方に対する改善提案を行うことです。
31	参考仕様書等	P3				番号 3	メーター取替業務委託 路駐困難場所での駐車料金は積算に含まれていますか。	駐車料金は含まれていません。
32	参考仕様書等	P9				番号 9	水質検査業務委託 (土日・祝日等) 確認です。平日は入っていないのですが、何処かの業務で含まれていますか。	平日の水質検査業務は、職員で行います。
33	参考仕様書等	P11				番号 1 1	水道施設整備事業計画 (管路耐震化計画・更新計画) 業務プロボで出ている業務と被っていますか。	おっしゃるとおり、プロボで出ている業務と被っております。今回の包括委託業務で行っていただく業務は、現在、プロボで出ている業務の見直し業務となります。
34	要求水準書	P20	6		3		収納業務は入りますか。	収納業務は一部含まれます。窓口での直接徴収および現地での精算事務等を想定しています。なお、業務範囲については現時点での想定業務範囲を示すものであり、これに限定されるものではありません。より効果的・効率的な業務遂行のための改善策や付加価値を高める提案を期待いたします。

No.	書類名	頁	項		目		項目名	質疑内容	回答
35	提案評価基準書（案）	P9	3		1		料金関連業務	3.料金等の調停に係る業務 4.収納業務 5.滞納整理業務 8.各戸検計及び料金等徴収に係る業務 上記、業務に含まれていますか。含まれていないのに、加点評価に加えるのですか。	3.に関しては水道開閉栓等受付業務は含まれます。 4.5.8.に関しても含まれます。業務範囲について別途掲載致します。なお、業務範囲については現時点での想定業務範囲を示すものであり、これに限定されるものではありません。より効果的・効率的な業務遂行のための改善策や付加価値を高める提案を期待いたします。
36	募集説明書	P15	5		7		5 SPCの設立	乙の制服及び作業着に関して規制はありますか。 SPC会社の経費は計上されていますか。	規制等はありません。また、SPCへの経費計上は行っておりません。
37	募集説明書	P15	5		7		5 SPCの設立	施設の年間光熱費を3年分ご教示下さい。	施設の年間光熱費は、以下ご参照ください。 上下水道庁舎：R7電気料金-6,616,306円 R6電気料金-7,138,064円 R5電気料金-6,933,053円 水道関連施設：令和4～6年度水道事業統計年報「3-5.施設電力使用状況」をご参照ください。 下水道関連施設：水道料金 令和5年度 117,720円 令和6年度 110,409円 令和7年度 110,374円 動力費（ポンプ場及びポンプ所）令和5年度 27,469,639円 令和6年度 35,274,893円 令和7年度 32,466,094円 動力費（雨水施設）令和5年度 2,528,219円 令和6年度 2,662,663円 令和7年度 2,610,631円
38	募集説明書	P15	5		7		5 SPCの設立	庁舎の賃貸料及び駐車場代をご教示下さい。	庁舎の賃貸料は発生しません。駐車場にしましては、上下水道庁舎に設ける事務所において行う業務に要する最低限の車庫の駐車スペースを準備することを検討しています。また、受注者職員用の駐車スペースはございません。
39	募集説明書	P15	5		7		5 SPCの設立	業務場所は甲・乙分けますか、一緒に交じっての業務ですか。配置図等をいただけますか。	窓口業務における業務箇所については、甲乙分離することを考えております。配置図については、契約前協議までに整えていきたいと考えております。
40	参考仕様書一覧	-					番号1 2	工務関連業務 4.道路占用更新業務県道・国道へ占用更新申請手続きの際、車輛等は貸与ですか、費用に含まれていますか。	車両の貸与及び費用は含んでおりません。
41	参考仕様書一覧	-					番号1 2	工務関連業務 6.④立会いの際、車輛等は貸与ですか、業務費用に含まれていますか。	車両の貸与及び費用は含んでおりません。
42	参考仕様書一覧	-					番号1 3	上下水道局受付窓口業務 窓口業務の機器類は貸与ですか。費用に含まれていますか	窓口業務におけるパソコン等については、調定システムを利用するために必要な専用端末に限り、発注者が貸与するものとします。これ以外の事務用パソコンについては、受注者が自らの責任と費用において準備するものとします。
43	参考仕様書一覧	-					番号1 3 体制	上下水道局受付窓口業務 窓口業務は何人体制で考えていますか。予算組の為、明細をご教示下さい。	窓口業務の体制について業務管理者を含め14名を想定しておりますが、体制を縛るものではないです。参考提示としてお考えください。
44	参考仕様書一覧	-					番号1 3	上下水道局受付窓口業務 II.『災害や防災訓練、催時等に関する問い合わせ』ですが詳しくご教授下さい。	上下水道局への市民からの最初の窓口となる電話・窓口受付になります。問合せ等を受けた後は担当の課へ繋いでいただくことを考えております。
45	参考仕様書一覧	-					番号1 3	上下水道局受付窓口業務 『工務・管理・下水道に関する受付業務』ですが、申請等に対する事ですか。検査までですか。詳しくご教示下さい。	工務に関する受付業務ですが、業務仕様書一覧にある12番の工務課関連業務に係るお客様からの電話対応、申請書、届出等の確認業務・事前調整などや、工務課で行う給水装置工事申込申請及び配水管布設工事に関する問い合わせに対する工務課への案内などになります。 管理に関する受付業務は、道路漏水、メーター付近漏水、出水不良（水圧が低い）、水質（ピーホス、硬度、濁水）に関する問い合わせ対応業務になります。 下水道に関する受付業務は、相談・申請等への対応です。完了検査は受注者業務に含みません。
46	参考仕様書一覧	-					番号2 1	貯蔵品調達管理業務 貯蔵品項目及び個数を教示下さい。	21番「貯蔵品調達管理業務」 【貯蔵品項目】 ・量水器（φ13～φ100） ・流量計（φ75～φ300） ・資材（各種水道資材） 【個数】 購入個数については、毎年購入個数を算定のうえ決定予定です。参考に過去3カ年の個数を記載いたします。 ※業務委託内容に翌年度購入個数決定に関する事項を記載しております。 ≪R6実績参考≫ ・量水器 φ13…2,420個、φ20…2,500個、φ25…174個、φ40…65個、φ50…31個、φ75…6個 ・電磁流量計 φ75…2個、φ150…3個、φ200…3個 ≪R7実績参考≫ ・量水器 φ13…2,025個、φ20…2,550個、φ25…184個、φ40…65個、φ50…31個、φ75…1個 ・電磁流量計 φ100…1個、φ150（無線通信機能付）…1個、φ200…2個、φ300（DC電源）…1個 ≪R8実績参考≫ ・量水器 φ13…1,810個、φ20…2,050個、φ25…106個、φ40…50個、φ75…6個 ・電磁流量計 φ100…1個、φ200…3個
47	参考仕様書一覧	-				25-6	番号25 24.概要-3.4	汚水管渠清掃及び調査業務委託 24.概要で3.ポンプ場清掃工 4.マンホールポンプ清掃工ですが、細目に『※金抜き設計書参照』ありますが、何処に記載されていますか。なければ金額をご教示下さい。	契約実績表を参考にご確認ください。（質疑No.20-21回答資料参照）
48	参考仕様書一覧	-					番号3 1	31.公共施設及び取付管布設工事 数量表を頂きたいです。	金抜き設計書・数量表を提供いたします。

No.	書類名	頁	項			目	項目名	質疑内容	回答
49	募集説明書	P5					5.6	SPC会社 JV会社の代表及び役員は沖縄市入札に参加可能ですか。ご教示下さい。	本業務は、SPC設立を想定しております。一般的には、SPCやJV、およびその代表や役員が所属する法人は、市の資格要件を満たせば入札参加できる可能性はあります。ただし、欠格事由、重複参加、役員兼任、公職者の兼業禁止に該当しないことが必要となります。
50		-					—	各業務、変動金額の項目及び金額。変動金額の上限値をご教示下さい。	変動費における業務については、上下水道施設における修繕業務と上水道の貯蔵品調達管理業務を想定しています。参考額になりますが、上水道における変動費合計は1,094,887,273円（税抜）、下水道における変動費は194,163,636円（税抜）です。金額に変動がでる場合は、甲乙協議により対応してまいりたいと考えております。
51	参考仕様書一覧	-					番号17 警備員の勤務等	庁舎警備業務委託 沖縄市上下水道局はなぜ24時間 警備員の待機が必要なのか。17：00～翌8：30まで何か業務があるのですか。ご教示下さい。	土日、祝日等を含む営業時間外は、職員が不在となることから庁舎の安全管理の観点から警備業務を委託しています。
52	参考仕様書一覧	-					番号17 警備の勤務時間	庁舎警備業務委託 夜間の待機警備を機械警備に変える事は可能ですか ご教授下さい。	機械警備は可能であると考えています。委託料の範囲内で創意工夫により安全管理が可能となるのであれば差し支えありません
53	要求水準書	P43,44	14			3	1	実施方針データ管理工	前述の質問と同様になりますが、本項目の業務内容は下水道管路施設のストックマネジメント計画の実施方針見直し業務との認識で問題ないでしょうか？
54	要求水準書	P43,44	14			3	1	実施方針データ管理工	本項目の業務内容は下水道管路施設のストックマネジメント計画の実施方針見直し業務と考えられます。ストックマネジメント計画の申請は通常5年に1回行うため、本事業は10年間のため、ストックマネジメント計画実施方針の見直しは事業期間中に2回見直しを行うという理解で問題ないでしょうか？ また、2回行う場合の県（国）への申請時期（年度）の予定がありましたらご教示ください
55	要求水準書	P43,44	14			3	1	実施方針データ管理工	本項目の業務内容は下水道管路施設のストックマネジメント計画の実施方針見直し業務と考えられます。 この場合、対象管路施設は汚水管路のみとの理解ですが問題ないでしょうか？
56	要求水準書	P43,44	14			3	1	実施方針データ管理工	貯蔵品調達管理業務 貯蔵品項目及び個数を教示下さい。
57	要求水準書	P43,44	14			3	1	実施方針データ管理工	本項目の業務内容は下水道管路施設のストックマネジメント計画の実施方針見直し業務と考えられますが、ポンプ場のストックマネジメント計画の実施方針の見直し業務は含まれていないという理解で問題ないでしょうか？
58	要求水準書	P44	14			3	2	計画的維持管理データ管理工	本項目の業務内容は下水道管路施設のストックマネジメント計画の修繕・改築計画業務との認識で問題ないでしょうか？
59	要求水準書	P44	14			3	2	計画的維持管理データ管理工	本項目の業務内容は下水道管路施設のストックマネジメント計画の修繕・改築計画業務と考えられます。この場合の以下についてご教示ください。 ①TVカメラ調査の診断延長（km） ②修繕改築計画の対策の必要性検討などの延長（km） ③修繕改築計画のスケジュール（実施年度、回数）
60	要求水準書	P41	14			1	(1)	データ管理業務	「上下水道台帳データ更新・最適化業務」とありますが、後段の14-3-1(6)、14-3-2(4)、14-3-3(4)にあるように、「本市が導入しているGISによる下水道台帳に反映できるよう、本市の指定するデータ形式によりデータベース化し、適切に蓄積・管理する」という理解でよろしいでしょうか。
61	要求水準書	P19	5			3	(1)	コンサルタント業務と実施予定時期	コンサルタント業務について、水道事業及び下水道事業それぞれの対象業務は「【別紙 参考 業務仕様書一覧】」に示す業務とする。とありますが具体的に一覧表のどの業務が該当するのかが教示いただけますでしょうか。
62	提案評価基準書（案）	P12・13						更新支援に係る各業務	提案評価基準（案）には、更新支援に係る各業務とありますが、要求水準書（案）においては記載がありません。 更新支援に係る各業務は本事業とは別途業務で契約される認識でよろしいでしょうか。 現時点で更新支援に係る各業務の想定があれば教えて下さい。 ・施設範囲：水道施設、水道管路、下水道施設、下水道管路（具体的にどの施設・設備が含まれるか） ・対象業務：計画、詳細設計 ・対象数量 ・業務実施期間
63	契約書	P5						18条本委託の概要	「水道工務課関連の更新支援につきましては、「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務」で計上しております。追加の更新支援業務が必要となった場合は、状況に応じて協議等を予定しております。 下水道については、No.3の回答をご参照ください。
64	要求水準書	P11	4			3		事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	要求水準書において、本事業の下水道管路施設の業務内容に、管口カメラ調査等の点検業務は含まれていませんが、本事業とは別途業務で契約される認識でよろしいでしょうか。 現時点で対象施設（汚水雨水、管渠・人孔・蓋）、業務数量、実施期間の想定があれば教えて下さい。 なお、ストックマネジメント計画の見直しにおきまして、点検調査データの蓄積が効果的で効果的な貴市独自のストックマネジメントの実践に繋がると考えご質問させていただいています。 下水道については、No.3の回答をご参照ください。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
65	要求水準書	P12	4	4	下水道施設の要求水準	要求水準書において、下水道管路施設の点検調査や清掃、修繕、緊急対応について記載がなく、一方、提案評価基準（案）p13では「管路維持管理に係る各業務について」との記載があります。 下水道管路施設に掛かる維持管理業務は本事業とは別途で契約される認識でよろしいでしょうか。 現時点で業務範囲、対象施設、対象施設（汚水雨水、管渠・人孔・蓋）、業務数量、実施期間等の想定があれば教えて下さい。	下水道管路施設の点検調査、清掃、修繕、緊急対応は本業務に含まれます。対象は下水道課管理施設の全て（汚水・雨水）で、期間は通年です。
66	様式				9 コンサルタント業務の実績	当社から様式9コンサルタント業務の実施実績も出す必要がありますが、確認出来る書類として「契約書の鑑の写し」とありますが、テクリス登録番号でもよろしいでしょうか。	契約書の鑑の写し以外に、内容に相違なく確認できる資料であれば問いません。
67	リスク分担表	P2			物価変動	昨今インフレが起きているため、物価指数を基準として、例えば各年度1.5%以上変動した場合、委託料を精算するといったような、ルール付けをお願いできないでしょうか。	現積算において、過去実績をもとに増減率を考慮して積算を行っております。近年の実績では社会情勢の影響等で上昇傾向にあり考慮しております。
68	リスク分担表	P3			管渠及び管渠機能の確保	TVカメラ調査を行っていない箇所や受託者から提案したに関わらず適切な対策を行われていない箇所について、下水道管渠の道路陥没等のリスクは受託者は負えないと考えますので、リスク分担の変更をお願いします。	現在の業務内容と関連するため、成果内容を共有したうえで協議します。
69					本業務の業務範囲及び各業務の見積・支払区分	契約書（案）、要求水準書（案）、参考業務仕様書及び様式12「見積内訳書」等の間で、業務名称や業務範囲が一致していない箇所があります。 【質問1】 本委託契約（以下「本委託」という）における業務項目や業務範囲は、どの資料を基準に判断すればよいでしょうか。また、参考業務仕様書一覧で示されている業務は、すべて本委託の業務範囲及び見積対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 【質問2】 本委託となる各業務について、様式12「見積内訳書」において、どの項目で計上するかご教示ください。また、契約書（案）第64条に定める「施設管理経費」「修繕費用」「施設更新費用」及び「コンサルタント業務費用」のいずれに該当するか、対応関係をご教示ください。	【質問1】別添資料をご参照ください。 【質問2】別添資料をご参照ください。
70	要求水準書	P2	1	4	業務範囲	運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、緊急対応業務、維持管理業務対象となる「上下水道施設」（1-1業務目的で示されている「本件施設」と同義と推察いたします）の一覧の明示をお願いします。特に本委託で対象となる上下水道管路施設の内訳を明示お願いいたします。 また、参加者の上限人数がありましたらご教示ください。	下水道施設全般（管路、人孔、枳、ポンプ場、ポンプ所、工作物等）および下水道施設に起因する事故対応等の維持管理・緊急対応・管理業務が対象です。施設データはNo.1の回答をご参照ください。
71	要求水準書	P8			第3章水道施設の要求水準	本委託での業務対象として、水道管路における漏水調査の明示がありませんが、漏水調査（計画的、機動的）、漏水修繕は業務範囲に含まれておりまでしょうか？含まれている場合、漏水調査関連業務の内容の明示と過去の調査委託等の開示（仕様書等の追加開示）をお願いいたします。 また、現状の水道施設、管路台帳システム、管路管理システム概要の開示と閲覧機会の創出をお願いいたします。	水道管路における漏水調査は、本委託には含んでおりません。管路の劣化状況を見ながら、別途発注を予定しております。漏水修繕は、本委託に含んでおります。 現状の水道施設概要としては、6配水池・2ポンプ場があり、VPN回線を利用して、施設情報、監視カメラ等を監視しております。管路管理システムについては、41カ所の流量と圧力を監視して、異常があれば、漏水調査、減圧弁点検を行っております。管路台帳システムについては、別紙を参考にしてください。
72	要求水準書	P11			第4章 下水道施設の要求水準	本委託での業務対象として、下水道管路施設（管路、人孔等）における調査点検や清掃等の明示がありませんが、業務に含まれておりまでしょうか？含まれている場合、下水道管路施設関連業務の内容の明示と過去の委託等の開示（仕様書等の開示）をお願いいたします。 また、現状の下水道施設、下水道管路台帳システム概要の開示と閲覧機会の創出をお願いいたします。	下水道管路施設の調査・点検等は本業務に含まれます。仕様書は市ホームページで公開しています（委託名：汚水管渠清掃及び調査業務委託）。
73	契約書	P17			第64条第3項 委託料の額	修繕費用及び施設更新費用は、事業年度ごとの出来高精算とされていますが、業務受託企業の立替負担を軽減するため、四半期ごとに完了検査及び出来高精算を行う方法を認めていただけないでしょうか。 四半期ごとの精算が困難な場合は、年度途中で完了した個別の修繕又は施設更新について、個別に完了検査及び精算を行うことが可能か、あわせてご教示ください。	ご提示の方法にて精算可能と考えられますが、精算方法については、優先交渉権者と契約前協議にて決定してまいります。
74	契約書	P4			第13条 履行の保証	履行保証金の納付または履行保証保険の加入は、設計・建設期間中の民間事業者による履行不能リスクに対して、公共側が未完成施設と再発注のリスクを抱えるため、違約金やその他の公共側の損失を事前に金銭的に担保する仕組みとして位置づけられています。よって、更新支援型である本事業では、履行の保証を免除いただけないでしょうか。 施設の維持管理業務等が中心となる本事業では、以下の仕組みを組み合わせることで、履行の保証と同程度の管理を行うことができますと考えます。 ・モニタリングによる是正要求、改善勧告 ・サービス対価の減額や支払保留 ・違約金や損害賠償 ・賠償責任保険	優先交渉権者と契約前協議までに決定してまいります。
75	契約書	P4			第13条 履行の保証	上記の質問に対する貴市の回答次第で、事業者が履行保証保険に加入することを想定した質問です。 履行保証期間10年間の一括は長期間につき将来発生しうるリスクを読み切れないため、引き受けてくれる保険会社がいまません。他事業においても、履行保証保険に加入する場合は、半年度ごとの業務委託料を対象に、履行保証保険を毎年度更新する方法を認めていただいています。本事業においても同様のご配慮をお願いいたします。	現行の保険等を確認しながら、優先交渉権者と契約前協議までに決定してまいります。
76	要求水準書	P10	3	4	3 修繕業務及び施設更新業務の要求水準(1)定期修繕(2)突発修繕	「3-4-3.修繕業務及び施設更新業務の要求水準」で示されている（1）定期修繕、（2）突発修繕の費用については、乙より甲に見積を提出し、甲の承諾と予算確保の下、本委託と別途契約で乙が実施するという理解もよろしいでしょうか。	※回答準備中です。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
77	要求水準書	P19			第5章 コンサルタント業務の要求水準 (イ) 下水道事業に関する業務	要求水準書P42「14-2統括マネジメント（5）、P43～44「14-3-1.実施方針データ管理工」「14-3-2.計画的維持管理データ管理工」の記載は、コンサルタント業務の「ストックマネジメント計画の実施方針（案）策定業務」の内容と受け取れますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
78	要求水準書	P37	12	2	第12章 危機管理に関する要求水準 12-2.危機管理マニュアルの策定	本項で求められている上下水道施設の危機管理マニュアルの策定は、コンサルタント業務と分類されると受け取れるがそのような理解でよろしいでしょうか。	記載にある通りです。
79	要求水準書	P12	4	3	関連ポンプ場（下水道施設）(1)(エ)	本項で「下水道事業PRの補助業務」が求められていますが、水道事業でのPR補助業務は不要でしょうか。	記載にある通りです。
80	募集説明書	P11	4	4	4 募集に関する手続き等 4.1 施設確認	10月7日、8日に予定されている施設確認の機会に、上下水道施設、管路施設の台帳システム、データ管理システム、運転管理、遠隔監視、配水管理等の各種システムを見学・閲覧を希望しますが、調整可能でしょうか。	調整可能です。
81	要求水準書	P2・P20	1	4	業務範囲 6-3.事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.8では、収納業務及び滞納整理業務は本委託内容に含むと回答されています。一方、提案評価基準書（案）別紙1では「料金等の調定、収納、滞納整理等」、募集説明書2.3③では調定・収納・電算業務を含む実績が示されています。 ①料金等の調定、②料金電算業務についても本業務委託の対象となるかご教示ください。対象となる場合は、受注者が行う処理範囲と局職員が行う決裁・判断の区分をご教示ください。	「料金電算業務」については、使用開始・中止に伴う受付内容の入力等のデータ作成・入力処理は委託範囲に含まれますが、金額を確定させる「調定確定処理」等は含まれません。「収納業務」については、窓口での直接徴収および現地での精算事務を想定しています。また、本委託における滞納整理業務は、現在実施している「開閉検査委託」の範囲を基本としています。具体的には、給水停止予告書等の配付、並びに滞納に伴う給水停止（閉栓）および納付後の開栓作業を指します。なお、業務範囲については現時点での想定業務範囲を示すものであり、これに限定されるものではありません。より効果的・効率的な業務遂行のための改善策や付加価値を高める提案を期待いたします。
82	要求水準書	P8～P10	3	3	(1) （ウ）休日夜間電話対応業務 3-4-1.（5）休日夜間電話取次業務	閉庁時の電話対応について、要求水準書3-4-1(5)、受付・窓口業務仕様書4Ⅲ、水道メーター開閉検査業務仕様書5(7)、水道施設等維持管理業務仕様書4(1)及び庁舎警備業務仕様書に重複する記載があります。 ①各業務の受付時間帯・受付回数・対応内容の区分、②受注者の提案により一元的に受け付ける体制とすることの可否、③時間帯別の開庁時受付件数の実績、④要求水準書3-4-1(5)で受注者が用意する「通信機器」の仕様（転送回線数等）をご教示ください。	①開庁時における現在の各業務の受付時間等は以下のとおりとなっています。 【水道メーター開閉検査業務】 受付時間：17:15～19:00 現場対応は20:00まで 受付回数：1 回線（上下水道局より転送） 対応内容：引越しに伴う水道の使用開始や滞納閉栓解除に伴う料金徴収及び開栓対応業務。 【水道施設等維持管理業務】 受付時間：17:15～翌8:30 受付回数：1 回線（上下水道局より転送） 対応内容：局所有の水道管からの漏水修繕業務や市民からの水が出ない等の電話問い合わせ対応。 【庁舎警備業務】 受付時間：17:15～翌8:30 受付回数：1 回線（総務課番号のみ） 対応内容：総務課への直通電話を警備員が電話対応。必要に応じ職員や委託業者へ引き継ぐ。 ②一元的に受け付ける体制は可能と考えています。 ③時間帯別の統計はございません。年間の受付件数は以下のとおりとなっています。 【水道メーター開閉検査業務】 R7 1,454件 【水道施設等維持管理業務】はR7で149件 【庁舎警備業務】はR7で51件 平日 17:15～翌1:00⇒15件/年、1:00～8:30⇒1 件/年 土日祝日 8:30～17:00⇒28件/年、 17:00～1:00⇒4 件/年、 1:00～翌8:30⇒3 件/年 ④「通信機器」とは受託業者側へ転送する際の携帯電話等を想定しています。現在は1回線での対応としています。回線を増やしたいなどの要望についてはこちらの転送する機械メーカーとの協議となります。
83	要求水準書	P25～P27			第8章移行期間の要求水準	要求水準書第8章は施設の運転スキル習得を中心に記載されていますが、窓口・受付、開閉栓、検針、工務課関連業務の引継ぎについて、①引継ぎを行う者（局職員、現行受託者）、②現行の執務場所でのOJT（窓口での並行業務）の可否、③業務マニュアル・業務フロー・帳票様式の提供可否、④契約締結（令和9年1月下旬予定）前に閲覧可能な資料をご教示ください。 受注者の提案によりサービス水準を設定する趣旨の場合は、その旨ご教示ください。	①検針・開閉検査業務：現行受託者が実施します。 窓口・受付、工務課関連業務：当局職員が実施します。 ②実施可能です。当局の執務場所において、実際の業務フローに沿った形で引継ぎを予定しています。 ③提供可能です。ただし、提供時期は原則として本契約締結後となります。 ④本公募は提案型であることを鑑み、既存の様式等に採れない自由な提案を期待する為、現時点での資料等の提供及び閲覧可能な資料については予定していませんが、選定後の契約前協議において、内容を整理した上で提示を行う予定で考えております。
84	要求水準書	P32.P33	11	3	要求水準の未達時の措置	要求水準未達時の委託料減額は配水池出口残留塩素濃度のみが規定されていますが、窓口・受付、電話対応、検針・開閉検査等の料金関連業務について、局が設定するサービス水準（応答率、待ち時間、誤検針率等）、モニタリング項目及び未達時の措置はありますか。	ご指摘の業務項目については、当局として一律のサービス水準や減額規定は設定しておりません。ただし、業務の品質向上や効率化に向けた取り組みについては、企画提案書における「業務の実施方針」や「品質管理体制」等の項目において、貴社のノウハウに基づいた自主的な目標設定や管理手法を提案いただくことは可能です。
85	要求水準書（案）/業務仕様書等（01～20）	P2～P4/-	1	5	業務履行/各業務の従事者・安全管理	本業務に従事者について、発注者が指定する制服、作業服、名札・身分証、保護具、携行品その他の装備がある場合、対象職種、仕様、必要数量、更新頻度及び発注者・受注者の費用負担区分をご教示ください。	制服等につきましては、発注者からの指定や費用負担はなく、受注者側の数量によりますが、業務開始前までに発注者へ報告していただくことを考えています。
86	要求水準書（案）/業務仕様書等（01～20）	P2～P4/P10～P13	1/ 4・2・6・3・7・3	5	(4) 実施体制	料金等関連、窓口、給水装置及び排水設備関連業務の従事者について、配置を必須とする資格・経験要件、最低人数、専任・常駐の要否及び兼務可否をご教示ください。また、事業期間中に受講又は更新を求める講習・資格等がある場合は、その内容及び費用負担をご教示ください。	窓口対応業務につきましては、すべて常駐となります。資格等については以下を考えております。人数につきましては、業務内容と業務量等により受注者側の数量により提案をお願いします。 ・料金関連受付、徴収・収納業務について1年以上の実務経験と外国語対応が可能な者 ・給水装置関連業務の受付については、給水装置工事主任技術者、二級土木施工管理技士の資格を有する者 ・排水設備関連業務については、3年以上の実務経験を要する者 以上は、要件ではございませんが、配置が望ましいと考えております。
87	要求水準書（案）/業務仕様書等（01～20）	P25～P27/P5			第8章移行期間の要求水準/1.7 履行期間・業務準備期間	契約締結の翌日から事業開始日までの業務準備期間に要する人件費、旅費・宿泊費、機器・什器の搬入設置、システム設定、通信回線開通、研修・OJT等の費用は契約金額に含まれるとの理解でよいでしょうか。また、事業開始前に当該準備費用の支払又は出来高請求が可能か、支払時期とあわせてご教示ください。	契約締結の翌日から事業開始までの準備期間につきましては、受注者の責任と一切の経費の負担において、業務の遂行に支障がないように発注者からの引継ぎ及び従業員の業務習熟に努めることとなります。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
88	契約書	P1.P6.P17				第1条第11号/第19条/第64条第2項	第1条第11号で事業期間を「令和9年度～令和13年度」としていますが、第19条では令和9年4月1日から令和19年3月31日までとされています。また、第64条第2項で施設管理経費を「計119回払い」としていますが、事業期間10年（120か月）との関係をご教示ください。
89	契約書	P2.6				第1条第45号（開所日） 第21条第1項（1）	契約書第1条第45号で「開所日」が定義される一方、第21条第1項(1)では「通年24時間連続」で要求水準を確保できる体制の確立が規定されています。 ①窓口・受付業務の開設日・開設時間（平日8時30分～17時15分か、時間延長・土曜開庁等の予定の有無）をご教示ください。 ②第21条第1項(1)の24時間体制は本件施設の運転維持管理に係る規定であり、窓口・受付業務には適用されないとの理解でよいでしょうか。
90	契約書	P4				第13条（履行の保証）第4項	第13条第4項では、沖縄市契約規則第37条に該当するときは履行保証金を免除することができますとされています。本業務委託（SPCが契約主体）において同条による免除が適用される場合の要件をご教示ください。
91	契約書	P9				第29条（再委託）	本業務委託はSPCが受注し、SPCから構成員に各業務を発注する形態を想定しています。 ①SPCから構成員への業務発注は第29条の「再委託」に該当し、甲の承認を要するか、②第29条第2項（原則、沖縄市内業者）及び第3項（沖縄市の調達基準及び入札指名基準に準じた選定手続）は構成員への発注にも適用されるか、また構成員の所在地に関する制限があるか、③募集説明書1.6が参照する要求水準書「1.5.5 業務の一部再委託」が要求水準書（案）に見当たらないため、該当規定の所在をご教示ください。
92	契約書	P17.P18				第64条（委託料の額）第67条第5項（著しい変更）	現行の検針等業務は「検針件数×1件当たり単価」で精算し、メーター取替は口徑別単価×取替個数で精算されていますが、契約書第64条では施設管理経費を毎月定額払いとし、第67条第5項では業務の数量等に「著しい変更」があった場合に甲乙協議で委託料を変更するとされています。 第67条第5項の「著しい変更」について、判断基準（業務別の件数の増減率等）、判断の単位（年・月度・事業期間）及び委託料変更の算定方法をご教示ください。
93	契約書	P17.P18				第66条（物価の変動に基づく委託料の額の変更）	第66条に基づく委託料変更について、適用する賃金・物価指数、基準時点、改定算式、改定の開催、改定時期及び対象費目をご教示ください。特に、人件費、燃料費、郵便料金、収納手数料、通信費及びシステム保守費等の上昇が調整対象となるかをご教示ください。
94	契約書	P19				第72条（保険）	第72条では、受注者の費用により第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険その他必要な保険を付保するとされています。加入を求める保険の種類ごとに、最低補償額、免責金額、被保険者・対象物の範囲その他必要な条件がある場合はご提示ください。
95	要求水準書（案）/業務仕様書等（01～20）	P9/P-				第28条ユーティリティ等 の 調達/13～15各業務	料金・窓口・給排水・検針・開閉栓等の業務で使用する車両等について、①発注者からの貸与の有無、②受注者が確保すべき車種・台数に関する指定の有無、③上下水道局庁舎等で使用可能な駐車区画数及び駐車料金、④現行業務における車種別台数及び年間走行距離の実績をご提示ください。
96	要求水準書（案）/業務仕様書等（01～20）	P9/P-				第28条ユーティリティ等 の 調達/13上下水道局受付・窓口業務	窓口業務の執務場所に係る光熱水費、通信費等が受注者負担となる場合の見積参考として、現行の窓口・料金関連業務で使用する電気、水道、電話・通信回線、郵便、宅配便及び複合機等について、直近年度の月額又は年間費用実績をご提示ください。発注者の他業務と共用している場合は、受注者負担額の算定方法をご教示ください。
97	契約書（案）/募集説明書（案）	P17.P18/P7				第64条,第67条/2.6予定価格	見積条件を明確にするため、本包括委託の各業務について、予定価格上の「固定費」「変動費」の区分を業務単位で一覧にしてご提示ください。また、変動費に区分する業務については、予定価格積算時の予定数量、単価設定の考え方及び実績精
98	契約書（案）/募集説明書（案）	P17.P18/P7				第64条,第67条/2.6予定価格	10年間の見積算定の前提を確認するため、予定価格の積算に用いた年度別の給水人口、給水戸数又はメーター数、窓口・電話受付件数、料金関連処理件数、給水装置・排水設備申請件数、検針件数、開閉栓件数及びメーター取替件数等の業務量の想定をご提示ください。 なお、検針件数については、隔月検針等により月ごとの業務量が異なる場合、年間総数に加え、月別かつ偶数月検針区域・奇数月検針区域の区分が把握できる前提数量をご提示ください。
99	提案評価基準書（案）	P6				2.2.4/2.2.5	2.2.4(4)では総合点数が満点の「3分の2」を満たさない場合、2.2.5及び募集説明書5.3では「5分の3」を満たさない場合にプロポーザル不成立とされています。いずれが適用されるかご教示ください。
100	提案評価基準書（案）	P9				別紙1下水道関連業務（8.除外施設・特定事業所関連支援業務）	除外施設・特定事業所関連支援業務について、受注者が実施する基本業務の範囲を明確にするため、①届出の受付・内容確認、②立入検査の補助、③排水・水質監視、④事業者への連絡・是正に係る補助等の該当有無をご教示ください。 あわせて、対象となる事業場数及び直近3か年の年間業務実績、並びに立入・指導・行政処分等に係る局と受注者の権限・役割分担をご教示ください。
							事業期間につきましては、すべて令和9年4月1日から令和19年3月31日までとなります。記載ミスがあり申し訳ありません。訂正します。支払回数につきましては全体では120か月ですが、最終年度の最後の月の支払いが翌年度支払いとなるため年度内においては記載の通りとなっています。 ①窓口における受付業務は、現在、土日祝日等を除き8:30～17:15となっております。委託後も同様の内容を想定していますが、受注業者の提案により変更することは可能です。 なお、「水道メーター等開閉栓業務」や「水道施設維持管理業務委託」につきましては、電話受付時間が別途設けられています。質問・回答No.82をご参照ください。 ②現在の「水道施設維持管理業務委託」には、夜中の出水不良や漏水等を想定した緊急時の電話受付が含まれていることから24時間となっています。
							契約保証金につきましては、沖縄市契約規則第37条に定められているとおりとなります。
							①お見込みのとおり ②お見込みのとおり。再委託は原則として市内業者とするが、市内業者に再委託が不可能又は市外業者の方が有利な理由等がある場合には協議の上、認める場合もあります。 ③必要に応じて契約前協議までに記載してまいります。
							「上下水道メーター検針等業務委託」「メーター取替業務委託」はどちらも過去の実績件数から事業期間の10年間の積算をしていることから、大きな誤差はないと考えていますが、仮に急激な人口や世帯数の増減が発生した場合には、事業期間の10年間の合計件数により変更の協議を行いたいと考えています。
							決められた事項はございません。対象有無については、協議により決定してまいります。
							優先交渉権者と契約前協議までに協議して決定してまいります。 ①貸与はなし ②指定なし ③駐車場にしましては、上下水道庁舎に設ける事務所において行う業務に要する最低限の車両の駐車スペースを準備することを検討しています。 ④現行業務における車両等につきましては、作業内容等により車両やバイク等を使い分けているようですが、車種や年間走行距離は発注者側では把握しておりません。
							・窓口業務にかかる電気、水道、電話・通信回線につきましては、発注者側の負担を予定しております。 ・郵便物につきましては、原則として定期的な納付書の発送業務、およびそれに伴う通常の印刷費・通信費については発注者側で業務維持・費用負担する考えです。ただし、郵便物の返戻に伴う再発送や、電話受付の際に依頼のあった紛失等による再発送にかかる費用については、受注者の負担とすることを想定しています。なお、受注者が負担するこれら個別発送の件数については、月に50件程度を見込んでいます。 ・複合機等につきましては、受注者と発注者で別としたいと考えております。また、測定システムを利用するために必要な専用端末及び接続するプリンターに限り、発注者が貸与するものとします。これ以外の事務用パソコンについては、受注者が自らの責任と費用において準備するものとします。
							質疑No.50の回答をご参照ください。
							業務量調査資料をご参照ください。
							※回答準備中です。 受注者が実施する基本業務は、①届出の受付・内容確認、②立入検査の補助、③排水・水質に関する業務、④事業者への連絡および是正に係る補助です。 上記業務のうち、受注者が担うのは、行政機関が行う判断・処分に必要な事実確認、資料作成、連絡調整等の補助業務です。許認可、行政指導、命令その他の公権力の行使に当たる判断・決定は、権限を有する行政機関が行います。 【年間実績】 ①R5→12件、R6→3件、R7→5件 （R5は特定事業場2件含む。R6、7は特定事業場0件） ②R5→0件、R6→0件、R7→1件 ③R5→0件、R6→0件、R7→0件 ④R5→5件、R6→2件、R7→5件

No.	書類名	頁	項		目	項目名	質疑内容	回答
101	提案評価基準書（案）	P9,P13				別紙1（下水道関連業務）7-3 排水設備工事業務/7-4下水道接続促進	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.10では、要求水準書に記載がない場合も参考仕様書を確認し、提案評価基準書に記載の業務内容を含むものとして提案する旨が回答されています。 下水道関連業務のうち、排水設備関連支援、指定工事店関連支援、排水設備工事責任技術者関連支援、除外施設・特定事業所関連支援及び水質化促進について、受注者が必須で実施する基本業務の範囲と、事業者提案に委ねる範囲を区分してご提示ください。あわせて、基本業務の業務フロー及び直近の年間件数実績をご提示ください。	排水設備関連支援→①、指定工事店関連支援→②、責任技術者関連支援→③、除害施設等関連支援→④、水質化促進→⑤として以下回答を作成しています。 【基本業務の範囲】 ①～④→申請届出の受付、書類等確認、情報の管理、問合せ対応 ⑤→案内・啓発、対象者への通知等、問合せ対応、実施状況の確認・記録 【業務フロー】 ①～④：受付→書類確認→不備等の連絡・補正確認→審査・処理に係る事務支援→記録・保管（集計・報告） ⑤：対象者・地区の確認→案内・通知→問合せ対応→申請・実施状況の確認→集計・報告 業務範囲および業務フローは現時点で想定する基本的な内容です。 【年間実績】 ①→No.107、111をご参照ください。 ②・③→No.111をご参照ください。 ④→No.100をご参照ください。 ⑤→No.108、111をご参照ください。
102	提案評価基準書（案）	P11	5		4	「受注者で準備する機器等」について	評価項目5-4では「受注者で準備する機器等」の導入・運用、セキュリティ対策、バックアップ体制が評価対象とされていますが、リスク分担表（p2 システム運営）では「上下水道料金調定システム」について市が運営管理する場合と受注者が準備・運営管理する場合の双方が記載され、開閉栓等業務・検計等業務の各仕様書ではハンディターミナル、パソコン等を甲が貸与するとされています。 ①料金調定システムは現行の局システムを継続使用する前提か、受注者による新たなシステム導入を求めるものか、②受注者による導入を求める場合、その対象となるシステム・機器の範囲をご教示ください。	①現行料金調定システムを継続使用する前提です。 ②→
103	提案評価基準書（案）	P11				5-1料金等関連業務/5-3滞納整理対策の取組	料金関連の訂正・還付等の事務を受注者が行う場合の人員配置及び見積算定のため、直近3か年の月別実績として、①調定更正（水量・料金の訂正）件数、②漏水減免の申請・承認件数、③過誤納金の還付・充当件数をご提示ください。あわせて、受注者が行う処理（受付、計算、システム入力、通知書作成等）と局職員が行う決裁・判断の区分をご教示ください。 提案評価基準書6-1に記載される「予防保全的な給水管の改良」について、受注者が実施すべき基本業務の具体的な範囲をご教示ください。	①～③の項目については今回の委託想定範囲外となるため、実績数値の提示は行いません。 受注者の役割：窓口および電話口での一次対応と、納付処理などの定型的なシステム入力を担当します。 局職員の役割：金額の更正、減免の承認、還付・充当といった、審査・認定を伴う業務や金銭の権利義務に関わる判断・決裁および対外的な通知書作成を維持します。
104	提案評価基準書（案）	P12	6		1	管路維持管理に係る各業務について	老朽給水管の布設替え等を本業務で実施する場合は、①公道部・宅地内の対象範囲、②所有者負担との区分、③予定価格上の費用区分（固定費・変動費・修繕費用等）、④直近3か年の年間件数及び金額実績をご提示ください。	予防保全的な給水管改良の布設替え等は、本業務では予定しておりません。
105	提案評価基準書（案）	P12	6		3	給水装置に係る各業務について	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.9では、給水装置工事申込に関連する業務は本業務に含まず、給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者関連支援業務は含むと回答されています。 当該支援業務について、受注者が行う具体的な範囲をご教示ください。特に、指定・更新・廃止・変更等の届出受付、内容確認、台帳管理、主任技術者に係る手続、事業者への通知・指導等の各業務の該当有無及び郵送料負担の有無をご教示ください。 また、指定の取消し・停止等の行政処分に係る判断は局が行い、受注者は事実確認・資料作成等の支援にとどまるとの理解がよいでしょうか。	1. 給水装置工事事業者および主任技術者関連支援業務の具体的な範囲について本業務は、指定工事店制度の適正な運用を維持するための「事務的支援」を包括的に行うものです。 ・届出受付・内容確認については、新規指定、更新、廃止、変更等の申請書類受理、形式審査、欠格事由等の確認補助。 ・台帳管理については該当し、指定事業者台帳および主任技術者名簿のデータ入力、更新管理、スキャンデータの整理保存。 ・主任技術者に係る手続については該当し、主任技術者の選任・解任届出の受理、免状の確認、データベースへの登録作業。 ・事業者への通知・周知については該当し、更新時期の案内通知、法令改正や市規則変更に伴う周知文の作成・送付。 ・事業者への指導等については該当し、軽微な事務指導（書類不備の是正等）。 2. 郵送料の負担について ・負担区分は受託者負担。指定事業者への更新案内、通知文、および証明書等の郵送に係る費用（切手代、レターバック代等）は、原則として受託者の負担となります。 3. 行政処分に係る役割分担について ご質問の通り、受託者の業務は「事実確認および資料作成等の支援」に留まり、最終的な「判断および処分」は本市が行います。 ・受託者の役割：違反行為の疑いがある事業者に対する事実関係の調査補助（ヒアリング補助、記録の確認等）、および本市が行う行政処分（指定の取消し・停止）に必要な内部決裁資料（起案書案）の作成支援。 ・本市（上下水道局）の役割：行政手続法等に基づく聴聞等の実施、処分の妥当性の判断、および処分決定通知の交付（公権力の行使）。 ※本業務の範囲外である「給水装置工事申込（設計審査・検査等）」と混同しないようご注意ください。本業務はあくまで「事業者（店）」側の管理に関連する事務支援です。

No.	書類名	頁	項		目	項目名	質疑内容	回答
106	提案評価基準書（案）	P13	7		3	排水設備に係る各業務について	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.9では、排水設備関連業務として申請書類の審査等を予定していると回答されています。 SPCの構成員に排水設備指定工事店が含まれる場合、当該構成員又は同一グループに属する事業者からの申請をSPC側で審査する場面が想定されます。 この場合、公正性を確保するため、担当部門・担当者の方、審査結果の局による確認・決裁、施工を行う構成員以外の者が審査を担当すること等、発注者として求める条件又は手続があればご教示ください。	SPCの構成員に排水設備指定工事店が含まれる場合、当該構成員又はその同一グループに属する事業者からの申請については、審査の公正性及び透明性が確保されるよう、利益相反に配慮した体制を構築していただく必要があります。 具体的な担当部門、担当者及び審査手続については、SPCの提案内容や実施体制を踏まえ、事業者選定後に発注者と協議の上、定めることを想定しています。協議に当たっては、例えば、次のような措置を含め、実効性のある利益相反回避策を検討することとなります。 ・申請者の工事・営業部門と、申請書類の受付・審査を行う部門及び担当者を分けること ・申請者の工事受注、施工その他の業務に関与する者を、当該申請の審査に関与させないこと ・必要に応じて、施工を行う構成員又はその同一グループに属する者以外の者が審査を担当すること ・審査経過及び審査結果を記録し、適切な者による確認を行うこと ・必要に応じて、審査結果について局又は発注者による確認・決裁を行うこと また、申請者と審査担当者との関係等について、利益相反が生じるおそれがある場合には、SPCから発注者へ報告し、取扱いについて協議するものとします。発注者は、審査の公正性を確保するため必要と認める場合、担当者の変更、審査体制の見直し、関係資料の提出その他の措置を求めることがあります。 なお、上記は現時点で想定される考え方を示すものであり、具体的な運用については、関係法令、業務内容及びSPCの実施体制等を踏まえ、発注者との協議により決定するものとします。
107	提案評価基準書（案）	P13	7		3	排水設備に係る各業務について	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.9では、排水設備関連業務として窓口相談や申請書類の審査等を予定していると回答されています。 当該業務について、①排水設備計画確認申請の受付・内容審査、②完了検査（現場立会い）、③排水設備指定工事店の指定・更新等の事務、④排水設備工事責任技術者関連事務、⑤公共施設設置及び取付管布設工事（業務仕様書一覧No.31）との連携のうち、受注者が担う範囲をご教示ください。 あわせて、各業務の直近3か年の年間件数実績をご提示ください。	排水設備関連業務の支援を予定しています。個人情報の取扱いは業務範囲外です。直近3年間の実績は、①申請523件・491件・372件、②完了検査503件・500件・378件、③指定工事店関係84件・111件・101件、④責任技術者関係3件・6件・4件、⑤公共施設設置等98基・96基・66基です（順に令和5・6・7年度）。
108	提案評価基準書（案）	P13	7		4	下水道接続促進の周知について	下水道接続促進について、提案評価基準書では広報・周知方法等の取組が評価対象とされています。 本業務で受注者が実施する基本業務を明確にするため、①未接続世帯等への戸別訪問・文書送付・電話・説明会等のうち必須となる業務、②未接続世帯数（処理区域別）及び現在の接続率、③発注者が想定する目標又はKPI、④補助金・融資あっせん等に係る事務の範囲をご教示ください。	①未接続世帯等への働きかけ 受注者に必須とする業務は、戸別訪問等を想定していますが、具体的な実施方法は、受注者の提案を踏まえ、発注者と協議のうえ決定します。 ②伊佐浜処理区：未接続世帯数3,006、接続率93.2% 具志川処理区：未接続世帯数3,457、接続率84.7% 合計：未接続世帯数6,463、接続率90.3% ※令和8年3月末時点 ③受注者は、現状を踏まえた目標及びKPIを提案し、協議のうえ設定するものとします。 ④受注者が行う事務は、制度の案内、問い合わせ対応、申請書類の配布・記載案内、申請書類の受領・確認・取次ぎ等を想定しています。申請の審査・交付決定・融資の判断等は発注者又は関係機関が行い、受注者の業務には含みません。
109	提案評価基準書（案）/業務仕様書（01～20）	P10.P11/-				4-2業務実施体制/13上下水道局受付・窓口業務	料金等関連業務、窓口・電話対応及び給排水受付業務の人員配置を検討するため、現行の業務別配置人数（局職員・委託従事者別）、勤務日・勤務時間・勤務シフト及び直近3か年の月別時間外勤務、休日勤務・繁忙期応援の実績をご提示ください。	1. 窓口・電話対応：料金課職員14名および会計年度任用職員3名の計17名で対応しています。ただし、これらの人員は当該業務のみに従事する専属ではなく、局内の他業務を併せて担当しています。 検針業務：現行受託者の従事者10名（検針員9名、監督者1名）で実施しています。 開閉栓業務：現行受託者の従事者5名で実施しています。 2. 窓口・電話対応（課対応）：平日の8時30分から17時15分までとなります。 3. 時間外・休日における電話受付対応の特殊運用について：平日の夜間および休日の受付については、現在、開閉栓業務の受託業者が以下の通り対応しています。 平日の17時15分から19時00分まで、および土曜日・祝日の8時30分から19時00分までとなります（日曜日は除きます）。 対応内容：水道の使用開始（開栓）の受付、または滞納解消に伴う開栓対応に限定して実施しています。 4. 局職員について当該業務に伴う時間外勤務および休日勤務の実績はありません。 現行受託者：受託者による労務管理事項であり、当局では各従事者の詳細な時間外勤務時間や休日勤務の実績、および繁忙期における会社独自の応援体制については把握しておりません。
110	提案評価基準書（案）/業務仕様書（01～20）	P11/P-				5-1料金等関連業務/15水道事業検針等業務委託	検針後の料金関連事務処理を受注者が行う場合の人員配置及び見積算定のため、直近3か年の月別実績として、次の件数をご提示ください。 検針件数及び検針に連動する処理件数については、隔月検針の場合の業務量の偏りを把握できるよう、可能な限り偶数月検針区域・奇数月検針区域の区分が分かる形でご提示ください。あわせて、各処理を現在局職員・受託者のいずれが行っているかを教示ください。 ①検針データの調定システムへの取込・点検件数（水道・下水道別） ②異常水量（前月比・前年同月比の増減等）として抽出した件数及びその後の確認・再検針指示件数 ③水量認定（推定）件数 ④下水道メーターのみ設置箇所の使用水量算定件数 ⑤測定件数（水道・下水道別）	本市は隔月検針ではなく毎月検針を実施しているため、月ごとの業務量の偏り（偶数月・奇数月検針区域の区分）はありません。①～④の処理については受注者が行うと想定しています。 ①検針件数については市ホームページで公開している「統計年報」の「表6-10」にてご確認いただけます。なお、下水道単独検針年月別の詳細は作成しておりませんが、毎月約150件の実績があります。 ②月別の詳細データは作成しておりませんが、令和7年度において異常水量等に伴う確認業務は累計889件ありました。 ③月別の詳細データは作成しておりませんが、令和7年度において障害物等に伴う認定確認業務は累計117件ありました。 ④月別の詳細データは作成しておりません。なお、算定自体はシステムで自動処理していますが、その後の結果確認は職員が行っています。 ⑤測定件数については市ホームページで公開している「統計年報」の「表6-12」の交付件数であります。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
111	提案評価基準書（案）/業務仕様書（01～20）	P12.P13 /-			6-3給水装置に係る各業務.7-3排水設備に係る各業務/12工務課関連業務	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.9を踏まえ、人員配置及び見積算定のため、直近3か年の月別又は年間実績として、次の件数をご提示ください。 ①給水装置工事事業者の指定・更新・変更・廃止等の手続件数 ②給水装置工事主任技術者関連の手続件数 ③排水設備に関する相談件数 ④排水設備計画確認申請の受付・審査・再審査件数 ⑤完了検査・再検査件数（受注者業務に含む場合） ⑥排水設備指定工事店及び責任技術者関連の各種手続件数	適正な人員配置および見積算定に資するため、直近3か年の平均的な年間件数を以下の通り提示いたします。 （R5～R7の3ヵ年平均） ① 給水装置工事事業者の手続 ・新規指定申請 約 1 4 件 R5年度11件、R6年度12件、R7年度19件 ・更新申請（5年毎） 約 4 4 件 R5年度35件、R6年度34件、R7年度64件（※年度により変動あり） ・変更・廃止・届出等 約 2 8 件 R5年度28件、R6年度33件、R7年度23件 ② 主任技術者関連の手続 約 2 7 件 R5年度30件、R6年度28件、R7年度23件（選任・解任届出等） ③125/月×12＝1,500/年 ※R8.7～9の平均 ④R7年→372件 R6年→491件 R5年→523件 R4年度→469件 R3年度→573件 過去5年平均件数 485件 ⑤完了検査は受注者業務に含みません。 ⑥指定工事店 異動：R3→44件、R4→48件、R5→36件、R6→34件、R7→51件 新規：R3→7件、R4→15件、R5→28件、R6→7件、R7→8件、 更新：R3→18件、R4→16件、R5→20件、R6→70件、R7→42件、R8→30件（予定） 責任技術者 再交付：R4→1件 変更：R4→9件、R5→3件、R6→6件、R7→4件
112	提案評価基準書（案）/リスクの分担表（案）	P11/2			5-4受注者で準備する機器等/システム運営	料金・窓口・検計・開閉栓・給排水関連業務で使用するシステムについて、①システム名、②受注者に付与可能な利用者ID数・同時接続数、③必要なPC・ハンディターミナル等の台数、④ライセンス・通信回線・VPN等の利用料、⑤保守・障害対応及び機器更新の負担者、⑥事業期間中の更新予定をご提示ください。	①料金収納、検計、および開閉栓業務については、㈱OCCが提供する調定システム「SUISUI」を使用します。 ②料金収納、検計、及び開閉栓業務については、受注者が業務を円滑に遂行するために必要な利用者ID数および同時接続数については、受注者の作業体制や人員配置に基づき、発注者より付与いたします。具体的な必要数については、業務開始前の協議により決定します。 ③業務に使用するハンディターミナルについては、計15台（検計用：10台、開閉栓用：4台、メーター取替用：1台）を貸与します。 また、パソコンについては、調定システムを利用するために必要な専用端末に限り、発注者が貸与するものとします。これ以外の事務用パソコンについては、受注者が自らの責任と費用において準備するものとします。 ④⑤⑥調定システムおよび発注者が貸与する機器・回線等に付随するライセンス料、通信料、保守・障害対応、および更新費用については、発注者の負担とします。
113	提案評価基準書（案）/リスクの分担表（案）	P11/5			5-2収納率向上への取組/上下水道窓口	料金等の収納について、現在利用している収納方法を全てご提示の上、各収納方法ごとの直近3か年の月別収納件数及び手数料の負担者（発注者又は受注者）をご提示ください。受注者負担となる収納方法については、予定価格積算に用いた1件当たりの手数料単価又は積算条件もご提示ください。あわせて、事業期間中に収納方法の追加・変更を予定している場合は、その内容をご教示ください。	受託者が担当する収納業務は「窓口徴収」および「現地精算・現地徴収」のみの想定です。 口座振替やコンビニ納付等に伴う各種決済手数料は、すべて当局が負担します。 窓口徴収および現地精算の件数実績については、別質問（回答済み）の数値をご参照ください。 現時点で受注者の負担が増大するような変更予定はありません。変更が生じる場合は別途協議とします。
114	提案評価基準書（案）/募集説明書（案）	P11/P6. P7			5-2収納率向上への取組/5-3滞納整理対策の取組/2.3③	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.8により、収納業務及び滞納整理業務は本業務委託の対象であることが示されています。 人員配置及び見積算定のため、直近3か年の月別実績として、①調定件数（調定業務が委託対象となる場合）、②納付書発行件数、③督促状・催告状の発行件数、④電話催告・訪問催告件数、⑤分納管理件数、⑥給水停止予告・執行・解除件数、⑦転居未納者の管理件数をご提示ください。	※回答準備中です。
115	業務仕様書等（01～20）	該当仕様書 14(2)・15(2)			1 水道施設等維持管理業務委託仕様書 14(2)・15(2)	水道施設等維持管理業務仕様書14(2)では、給水装置所有者又は使用者が負担すべき修繕について、受託者と当該所有者等との契約による旨が記載され、15(2)では他業者の紹介等の対応がされています。 ①当該修繕について、SPC又はその構成員が所有者等と直接契約して施工することは可能でしょうか。 ②可能な場合、施工業者の選定・紹介に当たり、公平性確保のために発注者が求める条件又は手続があればご教示ください。	①直接契約して施工するのは可能です。 ②依頼者側との契約が成立していれば、可能であり、条件・手続き等はありません。依頼者側が満足するような適正価格でのサービスが提供できるようにしていただきたい。
116	業務仕様書等（01～20）	結合資料 p.160 （原資料ページは要確認）			12 工務課・関連業務仕様書／指定給水装置工事事業者関連支援業務	更新対象者への通知文書の一年間の発送件数及び郵送料の負担の有無をご教示ください。また、給水装置工事主任技術者の一年間の届け出件数をご教示ください。	①更新対象者への通知件数および郵送料の負担について ・発送件数：指定事業者の更新制度（5年更新）に基づき、年間平均で約4 4 件程度の通知発送を見込んでいます（年度により変動があります）。※R5～R7・3ヵ年平均値 ・郵送料の負担：周知および更新案内等の発送に係る郵送料は、受託者の負担となります。 事業提案にあたっては、これらの事務経費を含めて積算してください。 ②給水装置工事主任技術者の届出件数について 選任・解任に伴う届出件数は、年間で概ね2 7 件程度です。※R5～R7・3ヵ年平均値
117	業務仕様書等（01～20）	結合資料 p.160 （原資料ページは要確認）			12 工務課・関連業務仕様書／簡易専用水道・小規模受水水槽水道関連業務	簡易専用水道及び小規模受水水槽水道の検査未実施対象者への周知文書の一年間の発送件数をご教示ください。また、「改善判定者への改善対応状況を確認する」とありますが、確認方法をご教示ください。	・周知文書の年間発送件数について 検査未実施者に対する督促および周知文書の発送件数は、年間で概ね20～30件程度を見込んでおります。 ・改善判定者への確認方法について 設置者から依頼した簡易専用水道の検査機関からの検査実施状況報告書に基づき、改善対応状況を確認することになります。
118	業務仕様書等（01～20）	P-			12工務課・関連業務仕様書4（1）	道路占用更新業務で県道・国道占用の更新業務とありますが、一年間の更新件数をご教示ください。また、市道、河川敷及び鉄道敷などに埋設されている占用物件の更新業務は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	県道・国道占用の更新業務については、1 0 年ごとに一括して実施しています。本業務においては、県道・国道ともに1 0 年間で1 回ずつの更新を想定しています。なお、その他の占用物件（学校敷地・公園敷地等に埋設）の更新業務については、行政財産使用申請業務に含まれます。
119	業務仕様書等（01～20）	P-			12工務課・関連業務仕様書4（1）	行政財産使用申請業務で申請業務を行うとのことですが、更新業務は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	更新業務の取り扱いについては、更新業務も業務範囲に含まれます。本業務における行政財産使用申請業務は、新規の申請のみならず、許可期間の満了に伴う更新手続きの管理（期限管理）および申請書類の作成・提出を含みます。
120	業務仕様書等（01～20）	P-			12工務課・関連業務仕様書6（1）	民間譲渡開発業務は弊社によって設計審査、連結工事立会、完成検査まで行うものでしょうか。また、当該管路の洗浄作業が必要な場合、新設管は配水管であるため貴局に仕切弁操作、消火栓からの洗浄を依頼するとの認識でよろしいでしょうか。	設計審査、連結工事立会、完成検査等の施工管理を含んでおります。譲渡工事の事前確認、完了検査は上下水道局立会いの下を行います。また、当該管路の洗浄作業については、基本的に譲渡工事の施工業者での対応としています。但し、大規模な断水や洗管作業が伴う場合は、上下水道局での対応を予定しております。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
121	業務仕様書等（01～20）	P-			13上下水道局受付窓口業務仕様書4.業務内容	「II. 災害や防災訓練、催事等に関する問合せ及びIII. 営業時間外における直電対応」について、市民からの漏水、にぎり水等通報に対して、局施工範囲と思われる場合は貴局担当部署へ、それ以外は工事業者の紹介として、弊社自身が現地調査を行う必要はないということでしょうか。	道路漏水の場合は、局担当部署へ、メーター付近からの漏水の場合は、宅地内側の可能性もあるので、受託者での現地確認が必要と考えております。湧り水等通報の場合は、現地確認を行い、メーターから道路側が原因の場合は、洗管作業を受託者で対応。宅地内が原因の湧り水の場合は、受託者で対応可能な場合は、対応していただき、対応が難しい場合は、工事業者を紹介していただく形になります。
122	業務仕様書等（01～20）	P-			13上下水道局受付窓口業務仕様書4.業務内容	本仕様書は業務項目の列挙にとどまり、「記載内容の確認は質疑等にてご確認ください」とされています。人員配置計画（評価項目4-2）作成のため、直近3か年の以下の実績をご教示ください。 ①窓口来庁者数（月別・曜日別・時間帯別） ②電話受付件数（代表電話・料金課直通別、月別・時間帯別） ※営業時間外（夜間、土日祝）含む ③業務項目Ⅰ～Ⅶごとの受付件数（開閉栓、名義変更、口座振替、各種証明、給水装置・排水設備関係等） ④繁忙期（3～4月の転出入期等）の状況	①窓口への来庁者数そのものについては、直接的な集計を行っておりません。しかしながら、「窓口納付書の枚数」を来庁件数の算出根拠として用いております。月別等の詳細データについては、本回答とは別に資料を提供いたしますので、そちらをご参照ください。 ②詳細な統計（月別・時間帯別）はありませんが、令和7年度の実績は以下の通りです。 日中の状況：開閉栓受付（年間約9,000件）のうち、ウェブ・窓口の利用率は各2%程度に留まっており、受付全体の9割以上が電話対応となっています。 時間外の状況（夜間・休日）：料金課直通（業者対応）：1,454件 総務課直通（警備員対応）：51件 ③開閉栓、名義変更、口座振替、各種証明の項目別実績については、当局発行の「統計年報」に各年度の確定値が記載されておりますので、そちらにてご確認をお願いいたします。 ④業務の集中時期および変動要因については、以下の傾向がございます。 季節的要因：転出入期である3月および4月は、開閉栓業務が年間でも最も集中する最大の繁忙期となります。月内的要因：各月末については、開閉栓の依頼および窓口での収納業務が集中する傾向にあります。その他要因：滞納整理に伴う「給水停止予告書」の配布サイクルが事務量に大きく影響します。予告書配布後は、窓口納付、電話問い合わせが急増します。
123	業務仕様書等（01～20）	P-			13上下水道局受付窓口業務仕様書4.VI	「その他（証明書受理及び交付、連合申請受理など）受付対応」について、①「連合申請」の具体的内容（設計審査等）、②交付する証明書の種類（給水証明、納付証明等）と年間件数、③証明書の発行（決裁・公印押印）は局職員が行い、受注者は受理・交付のみを行うとの理解でよいか、ご教示ください。	①本業務における「連合申請」の対応については、窓口等における申請書類の受付業務のみを想定しております。 ②交付対象となる証明書は、主に「支払証明書」および「完納証明書」となります。通常月は概ね10件から20件程度ですが、確定申告の時期（1月～3月）は「支払証明書」の申請が集中するため、繁忙期には月間60件程度に達する傾向があります。 ③ご認識の通り、証明書の発行にあたっての「決裁」および「公印の押印」については、当局職員が行います。受託者の業務範囲は、申請の「受理」および作成済み証明書の「交付」にかかる事務対応となります。
124	業務仕様書等（01～20）	P-			13上下水道局受付窓口業務仕様書4.VII/12工務課関連業務仕様書	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.9では、給水装置工事申込に関連する業務は本業務に含まず、排水設備関連業務については窓口相談や申請書類の審査等を予定していると回答されています。 「VII.工務・管理・下水道に関する受付対応」3つの業務内容の詳細をご教示ください。 また「排水設備関連業務」について、受付・窓口業務と下水道担当課との役割分担を明確にするため、受注者が行う「窓口相談」「申請書類の審査等」について、書類の不備確認、内容審査、現場確認、完了検査、手数料等の算定・收受など、それぞれの具体的な業務内容及び対応範囲をご教示ください。	・工務課に関する受付対応の業務内容詳細については、給水装置工事申込に関しては、既報の通り本業務に含まれませんが、下水道排水設備工事と同時に申請されるケースが多いため、窓口での「ワンストップ的な案内（書類の預かりと工務課への回送）」までは受託者の業務範囲として想定しています。 ・管理における窓口相談について、出水不良、水質関係、メーター付近漏水等の対応になります。 ・下水道については、No.107の回答をご参照ください。
125	業務仕様書等（01～20）	P-			13上下水道局受付窓口業務仕様書2.場所	窓口業務の実施場所は「沖縄市上下水道局庁舎1階（料金課執務室内）」とされていますが、①受注者が使用できる執務スペース及び更衣・休憩スペース、②机・椅子・電話機、パソコン・複合機等の什器備品の貸与の有無、③光熱水費・通信費（電話回線料）の負担区分、④本業務専用のLAN・インターネット回線の敷設可否をご教示ください。	①執務スペースは、記載のとおり現在の料金課執務室内を想定しています。休憩スペースは、1階警備室と3階の1室（要調整）の貸与を検討しております。 ②机、椅子、電話機につきましては、発注者側で準備し貸与を想定していますが、受注者側での持ち込みを希望される場合には、契約の際に協議となります。パソコンや複合機につきましては、回答No.96を参照してください。 ③回答No.96を参照 ④本業務専用のLAN・インターネット回線の敷設はございません。
126	業務仕様書等（01～20）	P-			13上下水道局受付窓口業務/14開閉栓等業務/15検針等業務	料金・検針・開閉栓等に関連して作成又は発送する帳票について、直近3か年の月別実績として、検針票、納入通知書、督促状、催告状、再振替案内、給水停止予告・通知、口座振替関係帳票その他の帳票ごとの作成枚数及び郵送枚数をご提示ください。 検針票等、検針サイクルに連動して作成する帳票については、偶数月・奇数月の業務量の違いが把握できる形でご提示ください。また、印刷、用紙、封筒、封入封緘及び郵送料の負担区分をご教示ください。	本業務において受託者が取り扱う主な帳票は、検針時に投函する「検針票」のほか、「給水停止予告書」「給水停止通知書」、および給水開始時に配布する「給水条例（約款等）」「口座振替の案内」です。納入通知書や督促状等の郵送事務は含まれません。本事業においては毎月検針を実施するため、偶数月・奇数月による業務量の変動はありません。 帳票作成等に係る受託者費用負担は：検針票、給水停止予告書、および給水停止通知書に使用する「専用ロール紙」等の消耗品費ならびに、給水開始時に配布する「給水条例（約款）」の用紙代および印刷代。 なお、詳細な作成・配布枚数の実績については、統計年報の実績値を参考に算定してください。
127	業務仕様書等（01～20）	P1			14開閉栓等業務委託仕様書5.業務内容	開閉栓等業務には「依頼開栓（現場清算含む）」「滞納開栓（現地徴収含む）」「滞納閉栓」が含まれています。 ①給水停止の執行決定（対象者抽出・給水停止通知の発出）は局が行い、受注者は執行のみを行うとの理解でよいか、②現場清算・現地徴収で受領した現金の局への引渡し方法・頻度、③直近3か年の業務別件数実績（依頼開栓・閉栓、臨時検針、滞納閉栓・開栓、現地徴収の件数・金額）をご教示ください。	①対象者抽出は、局が行っている。 給水停止通知の発出は、作業員が給水停止実施後、ハンディターミナルから行っている。 ②紛失・盗難に注意して保管し、翌営業日に日報と現地徴収報告書と併せて局へ提出する。 局への引き渡し頻度は、毎月平均10件程度。 ③依頼開栓：統計年報 6-1 3. 開閉栓業務委託状況 依頼開栓：統計年報 6-1 3. 開閉栓業務委託状況 臨時検針：統計年報 6-1 4. 滞納整理業務委託状況 滞納閉栓：統計年報 6-1 4. 滞納整理業務委託状況 滞納閉栓：統計年報 6-1 4. 滞納整理業務委託状況 依頼現場精算 R5：61件、329,955円 R6：41件、171,444円 R7：27件、187,520円 滞納現地徴収 R5：105件、602,441円 R6：83件、420,242円 R7：78件、432,680円
128	業務仕様書等（01～20）	P1			14開閉栓等業務委託仕様書5.業務内容	開閉栓等の受付及び現場対応後の事務処理を受注者が行う場合の人員配置及び見積算定のため、直近3か年の月別実績として、次の件数をご提示ください。あわせて、各処理を現在局職員・受託者のいずれが行っているかをご教示ください。 ①開栓・閉栓の受付件数（窓口・電話・WEB等の受付方法別） ②開閉栓指示書の作成件数及び現場結果の入力件数 ③閉栓時の精算（精算額算定、精算書・納付書・領収書の発行）件数 ④使用者名義変更件数 ⑤現場清算・現地徴収金の収納済込件数	①②③⑤については、既に「No.127」にて回答済みのため、本回答では省略いたします。また、電話や窓口別の内訳集計は行っておりませんが、開閉栓受付総数には以下のWEB受付件数が含まれています。 令和5年度 159件 令和6年度 187件 令和7年度 311件 ④補足として、受付時のシステム入力により指示書が作成され、現場作業後にその結果を入力・送信する一連のフローとなっているため、件数は基本的に①の受付件数と同一となります。 ④実績件数については「統計年報 6-13 開閉栓業務委託状況」をご参照ください。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
129	リスク分担表	p.5			上下水道窓口（現金取扱い上のトラブル）	リスク分担表では「受注者の責により、盗難、紛失、横領等の現金取扱い上のトラブルが生じた場合」を受注者負担としていますが、上下水道局受付・窓口業務仕様書では「収納業務、滞納整理業務に関する受付対応」とされ、窓口で収納行為を行うか否かが明確ではありません。 窓口において受注者が現金（料金、各種手数料、給水装置工事関係の手数料・加入金等）を受受する業務はありますか。ある場合、①対象となる収納金の種類、②1日当たりの件数・金額の実績、③約金の準備主体、④指定金融機関への払込み方法・頻度、⑤公金収納事務の委託に必要な手続（受注者に対する指定等）の要否をご教示ください。	本業務において、受注者は窓口での現金（料金、各種手数料、加入金等）の收受業務を行うものとします。 ① 主たる収納金は「水道料金等」および「下水道使用料等」です。その他、附随する業務として以下の諸金の收受を含みます。 加入金、各種手数料（再発行・更新・認可等）、貸付金、敷地占用料、行政財産使用料、土地売買金 ② 1日当たりの件数・金額の実績：1日平均100件、約60万円程度 ③ 約金の準備および管理は受注者の責任において行うものとします。なお、現在の運用実績としては、約銭用として20万円程度を常時備え付けています。 ④ 窓口で收受した現金については、現在、指定金融機関が毎日回収に訪れる体制をとっています。受注者は定められた時間までに精算・集計を行い、金融機関へ引き継ぐものとします。 ⑤ 地方公営企業法第33条の2（業務の委託）の規定に基づき、管理者が公金の収納事務を委託する手続が必要となります。これに伴い、受注者を委託先として告示する等の法的要件を満たす手続を、契約締結後速やかに実施します。
130	月次収支計画表	-			収入区分（固定費・変動費・経常修繕費・計画修繕費）	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.13では、見積内訳書の小項目と契約書上の費目との対応関係が示されています。 これを踏まえ、月次収支計画表（PL）の「固定費・変動費・経常修繕費・計画修繕費」と、契約書上の「施設管理経費・修繕費用・施設更新費用・コンサルタント業務費用」との対応関係をご提示ください。 また、PLは令和9年度分のみ提出か、事業期間10年分の提出が必要かご教示ください。	※回答準備中です。
131	上下水道事業単年度予算基礎資料	P1			たな卸資産購入費（水道メーター購入）	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.13では、「メーター購入管理業務」は契約書上の「施設更新費用」として考える旨が回答されています。 単年度予算基礎資料に計上される水道メーター購入費について、①メーター本体及び関連資材の購入代金も委託料に含まれ受注者が負担するのか、又は局が別途負担するのか、②受注者が購入する場合の所有権の帰属時期、③月次収支計画表上の固定費・変動費等の区分及び精算方法をご教示ください。	①メーター及び関連資材等の購入代金は本委託料に含まれており、受注者負担となります。 ②所有権の帰属については以下を想定しております。 (1) 受注者による貯蔵品の購入・・・所有権（受注者） (2) 受注者から局へ納品及び引渡し・・・所有権（局） ③【月次収支計画区分】 (1) 固定費・・・人件費等（変動費以外の費用） (2) 変動費・・・貯蔵品購入（各貯蔵品単価） 【精算方法】 (1) 局へ納品検査及び引渡し（上半期） (2) メーター購入に係る費用の請求 (3) 受注者へ支払
132	募集説明書	P17			参加表明に係る提出書類（納税証明書）	国税・県税及び市税の滞納がない又は納税義務がないことの証明書は、本社、委任先、どちらも必要でしょうか。 また国税は、その3、その3の3、電子納税証明書（PDF形式）の提出が可能かご教示ください。	基本どちらも必要とします。また電子証明書の提出を可能とします。
133	業務仕様書等（01～20）	-			No.32 下水道施設台帳システム保守管理業務委託／No.35・36	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.1では、排水路清掃業務等は本業務の対象外と回答されています。 一方、9月18日版の業務仕様書一覧ではNo.32「下水道施設台帳システム保守管理業務委託」が本業務対象外とされ、No.35・36が追加されていますが、要求水準書6-3(12)には「下水道施設台帳システム保守管理業務」が記載されています。 No.32については最新の業務仕様書一覧を優先して対象外とし、No.35・36を本業務対象として扱うとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。No.32は対象外とし、No.35・36を本業務の対象とします。
134	参考仕様書等	P71			仕様書	沖縄市上下水道局庁舎での業務履行にあたり、受託事業者従業員が通勤する際に駐車する駐車スペースはあるかご教示ください。 駐車スペースがある場合、区画数と賃貸借料が発生する場合は、金額もご教示ください。	受注者職員用の駐車スペースはございません。
135	参考仕様書等	P71			仕様書	沖縄市上下水道局庁舎での業務履行にあたり、受託事業者の執務スペースについて、設置予定箇所（料金課、工務課、管理課）及び広さをご教示ください。	窓口業務の実施場所は、「4、参考 業務仕様書1-20」の「上下水道局受付窓口業務委託」資料の中で「沖縄市上下水道局庁舎1階（料金課執務室内）」としております。広さについては要調整のため明言を差し控えます。 スマートメーターの導入について、現段階で具体的な導入計画はありません。しかしながら、当局としては今後の技術動向や費用対効果を見極めつつ、導入時期や手法を検討していきたいと考えております。 そのため、本プロポーザルにおけるスマートメーターの活用や導入に向けた技術提案については、制限するものではなく、提案は可能です。貴社の実績や知見に基づく、効率化に向けた提案を期待します。
136	参考仕様書一覧				11.メーター取換業務委託、水道メーター修理業務委託	・年間取換個数と時期の平準化は可能か。検定期間に伴う年間換装目標数の推移と、月ごとの平準化発注（作業負荷の均等化）の可否について。 ・スマートメーター採用についての提案は可能か。	平準化等の基準はありませんが、参考として、施設により異なりますが、1年に2回から4回作業を行う必要があります。
137	参考仕様書一覧				24. 施設清掃業務委託	維持すべき品質標準（草丈や目視状態など）。	
138	参考仕様書一覧				25. 消火栓水压測定及び点検業務委託	・消防機関との事前協議：点検スケジュールの調整や水压測定に伴う断水・漏水発生時の消防署・自治会等との調整責任の明確化。 ・不具合発見時の受託範囲：点検時に弁の不具合や水漏れを発見した場合、一時対応（受託範囲）と大規模修繕（市発注）の境界線について。	・消防機関との事前協議につきましては、受託者で行うこととしております。 ・一時対応としては、補修弁で止水していただき、その後、取替等の修繕を行っていただき、出来高に応じて支払います。
139	参考仕様書一覧				29. 水道施設情報管理システム保守管理業務委託	・W-PPP受託者が導入する独自システム・アセットマネジメントツールとのデータ連動の可否について。 ・包括委託期間中におけるシステム保守料・ライセンス更新料の発注者・事業者間の費用分担。	・WPPP受託者が導入する独自システム・アセットマネジメントツールとのデータ連動については、shapeファイルを活用して、可能と考えております。 ・水道施設情報管理システム保守管理業務委託として、計上しております。
140	参考仕様書一覧				計施設設備（配水施設・配水ブロック）保守管理業務委託	・修繕費の分担として、一定金額以下の軽微な修繕や部品交換を受注者負担とし、大規模な機器更新を発注者負担とする境界線の設定について。 ・配水ブロック内の流量計・水压計等のメーカー指定の有無については、民間事業者側で決めてよいでしょうか。	・修繕費の分担については、その都度協議を行い、必要に応じて発注者負担による工事を行います。 ・流量計に関しては、現在発注している仕様書に準ずる形になります。水压計等については、現在設置されているものと同等品として、考えております。
141	参考仕様書一覧				水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務	包括受託者の計画提案権として、アセットマネジメント計画に基づくアセット（管路・施設）の更新優先順位や耐震化スケジュールの変更・提案をどの程度許容されるのか。	本市が、国に事業計画として申請している範囲での更新優先順位や耐震化スケジュールの変更・提案を想定しております。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
142	要求水準書	P37			危機管理マニュアル：水道施設、下水道施設	・W-PPP受託者が導入する独自システム・アセットマネジメントツールとのデータ連動の可否について。 ・包括委託期間中におけるシステム保守料・ライセンス更新料の発注者・事業者間の費用分担。	上水道関連における工務課システムツール①ACCESS、②料金課測定システム（タンクマスター）について ・データ連携の可否については、データ連携可能です。 ・費用分担について 受託者が独自に導入するシステム・ツールについては、受託者負担となります。本市が指定する既存システム（基幹システム等）については、本市が継続して使用を指示するシステム自体の保守・ライセンス料は本市が負担しますが、受託者の業務遂行に伴う端末増設や個別のカスタマイズ要望については受託者負担となります。 また計装設備については、計装設備保守管理業務委託として、計上しております。
143	—				更新計画支援業務	支援業務の範囲、期間中の回数（頻度）について具体的に教えていただけますでしょうか。	水道に関する支援業務は、維持管理を踏まえ毎年提案(期間中10回)していただき、計画の根拠として活用することを想定しております。 下水道については、No.3の回答をご参照ください。
144	—				中長期計画の策定・改定業務	中長期計画の具体的な仕様についてご教示ください。また、策定・改定業務の納品期限を設定していますでしょうか。	水道に関する中長期計画（管路耐震化計画・更新計画）については、業務仕様書一覧をご確認ください。納期につきましては、10年間の間で社会情勢の変化に伴う計画の見直しや再評価をあらかじめ想定しており、納期は設定していません。 下水道については、現在業務中のため、業務完了後に共有します。
145	—				照査業務	照査業務の範囲および対象事業をご教示ください。 別紙）参考 業務一覧の全てでしょうか	基本的には業務範囲における照査業務と考えております。
146	—				測量、地質調査	測量が必要である場合は、契約後に測量業務が追加されますでしょうか 地質調査が必要である場合は、契約後に測量業務が追加されますでしょうか	必要に応じて協議します。
147	要求水準書	1～2			第1章 総則（業務目的・事業期間）	国土交通省「下水道分野における『水の官民連携』ガイドライン第3.0版」における管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）として本業務を位置付けているとの理解でよいでしょうか。また、下水道分野については「更新実施型」「更新支援型」のいずれを想定しているかご教示ください。	ご認識のとおりです。下水道分野は更新支援型を基本とします。
148	要求水準書（案）／提案評価基準書（案）	11～19／13			第4・5章／7-5 更新支援業務	提案評価基準書では下水道の「更新支援業務」が評価対象とされています。一方、要求水準書の下水道施設の要求水準では、維持管理・修繕と更新・改築との具体的な役割分担が明確でないため、更新計画書の作成、優先順位付け、概算事業費算定、設計・発注支援、施工監理等のうち、本業務に含まれる範囲をご教示ください。	必要な内容は本業務に含みます。
149	契約書	11～12			第38条 施設更新等の請求	受注者が施設の更新・改築を請求した場合、市が更新の是非を判断するとされています。ガイドライン第3.0版が求める維持管理と更新の一体マネジメントの観点から、受注者が作成する更新計画書・優先順位と、市の予算化・事業化判断との関係、判断時期及び不採用時の取扱いをご教示ください。	基本的にはガイドラインに基づき、維持管理と更新の一体マネジメントを推進します。受注者が点検結果等から更新の必要性を判断し計画書を提出することを起点とし、市はそれを受けて国庫補助金の調整や事業化の手続きを行います。最適な時期に更新を実行できるよう、市の予算要求時期に合わせて事前調整を確実にし、実施時期を決定します。 市が受注者の提案を採用せず更新を先送りした場合、その後の故障や事故等に伴うリスク（修繕費や賠償責任等）は原則として市が負担することを考えています。また、当該設備に起因するサービス水準未達成についても受注者を免責するなど、提案と判断の分離に伴う責任範囲を契約前協議及び契約後においても協議し明確化することで、円滑な事業運営を図ります。
150	契約書	18、26～27			第68条・別紙1 プロフィットシェアリング	プロフィットシェアリングについて、費用縮減分の算定基準となるベースライン、対象経費、効果検証方法、受注者と市の分配割合、適用期間及び精算時期が協議事項となっています。提案価格の算定条件を公平にするため、契約前に共通となる基本的な算定ルールを示す予定があるかご教示ください。	本事業では、民間事業者の創意工夫を最大限に引き出すため、市から一律の算定ルールは提示せず、スキーム全体を「提案事項」とします。ベースラインの設定や分配割合等を含め、各社のノウハウを活かした独自のルールを提案してください。評価にあたっては、削減効果の客観性や透明性、市に対するメリットの妥当性等を総合的に審査することを考えています。
151	契約書	P12			第40条 この改善提案	改善提案は「委託料の額の低減を伴うもの」とされていますが、ガイドライン第3.0版では、LCC縮減、長寿命化、サービス水準向上等も民間創意工夫の重要な効果とされています。短期的な委託料低減を伴わなくても、中長期的なLCC縮減や更新需要抑制につながる提案を改善提案及びプロフィットシェアリングの対象とすることは可能でしょうか。	ガイドラインの趣旨に基づいた提案として対象に含めることは可能です。その際の効果の算定根拠やシェアの仕組みについては、提案者の創意工夫による具体的なスキームの提示を期待します。内容の妥当性を踏まえ、評価・検討を行います。
152	リスクの分担表（案）／要求水準書（案）	2／34～35			物価変動／11-4 委託料の額の調整	リスク分担表ではインフレ・デフレによる人件費・物件費の変動を市・受注者の「協議」としていますが、要求水準書の委託料調整は主として薬品使用量・電気料金等が示されています。10年間の事業期間中の労務費、資材費、燃料費等の著しい変動について、使用する指数、基準時点、変動率の閾値、改定時期及び負担方法をご教示ください。	基本的には社会情勢等の大きな変化があった際に、包括業務委託の受託業者と協議を行った上で改定時期や負担方法等について協議を行います。
153	リスクの分担表（案）／要求水準書（案）	22～23／2			第7章 既存施設等の確認／事故の発生	事業開始時に既存施設の設置年数、修繕・故障履歴等を確認することとされています。事前資料では把握できない潜在的な劣化・瑕疵、埋設管路の状態、過年度の維持管理に起因する不具合等が事業開始後に判明した場合の責任及び追加費用の負担区分をご教示ください。	包括業務委託の受託業者と契約前協議の中で、責任及び追加費用の負担区分を決定してまいります。
154	要求水準書	32～35			第11章 モニタリング及び要求水準未達時の措置	性能発注の実効性確保のため、下水道分野について適用する具体的なKPI・性能指標、達成基準、測定方法及び要求水準未達時の委託料減額基準をご教示ください。特に、管路・函渠、ポンプ場、更新支援業務について、どの成果をもって性能達成と判断するかをご教示ください。	今年度業務を含めてストックマネジメント計画の見直しを進めているため、現時点で明確な基準はありません。
155	要求水準書（案）／契約書（案）	35～36／15～16			11-5 中間総合評価／第57条	第1期事業期間終了時の中間総合評価が契約継続の判断に関係するとされています。長期契約の予見可能性を確保する観点から、評価項目ごとの判定基準、評価手続、改善機会、契約継続・解除の判断基準及び第Ⅱ期への移行条件を具体的にご教示ください。	第1期終了時の中間総合評価では、業務の履行状況やサービス水準、事業運営状況を確認し、事業全体を評価いたします。評価は、契約で定める基準と手続に基づき、本市が受託事業者の報告やモニタリング結果を確認して行います。改善が必要な場合には、事業者に改善を求め、その状況を確認いたします。契約継続や第Ⅱ期への移行は、評価結果、改善状況及び契約上の要件を踏まえて判断いたします。評価項目や判断基準、手続を事前に明確にし、事業者が見通しを持って事業を実施できるようにしてまいります。
156	要求水準書	41～44			第14章 統括管理業務・データ管理支援	ガイドライン第3.0版では、維持管理情報を更新計画等に活用するデータマネジメントが重要とされています。本業務で蓄積する点検・調査・修繕・故障・更新等のデータについて、データ形式、既存台帳との連携、更新頻度、品質管理、所有権及び契約終了時のデータ移管条件をご教示ください。	上水道の管路台帳システムについては、漏水情報等を既存システムに保存してください。漏水情報については、毎月更新。上水道の配水池、ポンプ場に関しては、エクセル形式で、毎月更新。 下水道については、本市が管理する台帳システムに反映できるよう対応してください。
157	要求水準書	2、41～43			1-1 業務目的／14-2 統括マネジメント	業務目的に「専門的な技術と知識を継承」とあります。ガイドライン第3.0版が重視する公共側の技術力・モニタリング能力の確保の観点から、市職員への技術継承、共同研修、ノウハウ移転、マニュアル整備等について、受注者に求める具体的な成果及び実施水準をご教示ください。	具体的な成果や実施水準については、発注者と密な調整を行いながら決定していきたいと考えています。
158	要求水準書（案）／契約書（案）	37～38／13～14			第12章 危機管理／第44～50条	台風、豪雨、高潮、停電等の緊急事態において、通常の委託範囲を超える人員・資機材の投入、応急復旧、緊急修繕等が必要となった場合の指揮命令系統、受注者の実施義務の範囲、費用負担及び事後精算の方法をご教示ください。	災害等の緊急事態発生時の指揮命令系統は、発注者側に指揮をとり、実施内容は、受注者からの提案内容も踏まえて協議することを想定しています。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
159	募集説明書（案）／要求水準書（案）	4/11、19～20			1.5.1 対象業務／4-3・5-3	募集説明書及び要求水準書には、記載のない事項であっても業務履行に必要な事項を受注者が実施又は提案する趣旨の記載があります。契約時に合理的に予見できない追加業務、数量増、対象施設追加等が生じた場合に、契約変更及び委託料変更の対象となる判断基準をご教示ください。	契約変更及び委託料変更の対象となる判断基準については、都度、発注者および受注者において協議を行い決定してまいります。
160	要求水準書（案）／参考業務仕様書一覧	11～16／1～2			第4章 下水道施設／下水道関係業務22～34	参考業務仕様書は現行業務の仕様を示すものと理解しています。性能発注として民間の創意工夫を活用する観点から、参考仕様書に記載された作業方法、点検頻度、人員配置等は要求水準を満たす限り変更提案が可能でしょうか。また、参考仕様書と要求水準書の内容が異なる場合の優先関係をご教示ください。	要求水準を満たす範囲内であれば、変更提案は可能と考えます。詳細は契約前協議までに提案内容を基に定める考えですので、要求水準書が優先となります。
161	提案評価基準書（案）	P13			7 下水道関連業務（7-1～7-5）	ガイドライン第3.0版が重視する維持管理と更新の一体最適化及びLCC縮減について、提案評価ではどの項目で評価されるでしょうか。更新支援業務単独ではなく、点検・調査・修繕・更新計画を一体として最適化する提案及び事業期間全体のLCC縮減効果を評価する考え方をご教示ください。	No.154の回答をご参照ください。
162	契約書（案）／要求水準書（案）	11～12／15			第38条 施設更新等の請求／4-4-3 修繕業務	修繕と更新・改築の境界について、金額、耐用年数、機能回復の程度、資本的支出・収益的支出等による明確な判定基準がありますか。判定が異なる場合は受注者の費用負担及び提案価格に影響するため、具体的な区分基準をご教示ください。	修繕と更新・改築の区分につきましては、金額だけで一律に判断するのではなく、施設の状態や機能の回復・向上の程度などを踏まえて判断の必要があると考えております。本事業は提案型での実施を想定しているため、あらかじめ詳細な仕様書で区分を示すのではなく、応募者からの提案を踏まえて、業務範囲や費用負担の考え方を整理してまいります。その際、提案内容を踏まえ、事業者との協議を通じて、業務範囲や費用負担について認識を共有してまいります。
163	要求水準書（案）／契約書（案）	39～40／23～24			第13条 契約終了時の措置／第85～89条	事業期間満了時の引継ぎについて、次期事業者へ引き継ぐべきデータ、システム設定、マニュアル、点検・修繕履歴、更新計画、ノウハウ等の具体的な成果物、データ形式及び引継ぎ完了の判定基準をご教示ください。	現時点において、明確に判定基準はございません。事業期間開始後に協議し決定してまいります。ただし、工務関係については、引継ぎ対象：業務実施手順をまとめたマネジメント用マニュアル、更新計画、及び業務を通じて得られたノウハウを含む成果物一式が対象となります。データ形式：本市が指定する電子データ形式、または協議により決定した形式とします。判定基準：次期事業者が令和19年4月1日から安定的に事業を継続できる状態にあることをもって引継ぎ完了とみなします。なお、契約終了前の移行期間において、乙は甲または甲が指定する者に対し、円滑な業務引継ぎを行う義務を負います（要求水準書 1-3参照）。料金関係については、引継ぎ対象：業務実施手順をまとめたマニュアル（窓口・電話対応、収納事務、検計・開閉検査業務等）、業務を通じて得られたノウハウ（特殊事例への対応記録等）、その他業務遂行に必要な成果物一式が対象となります。なお、システム内のデータについては発注者が保有するため、主に運用方法の引き継ぎが中心となります。データ形式については協議により決定した形式とします。判定基準：次期事業者が令和19年4月1日から安定的に業務を継続できる状態にあることをもって引継ぎ完了とみなします。なお、現時点において詳細な判定項目は設けておりませんが、契約終了前の移行期間において、円滑な業務引継ぎを行うための実施計画を協議のうえ決定し、それに基づき確認を行います。
164	募集説明書（案）／契約書（案）	5、15／6～9			2.2 参加者の構成等／5.7.5 SPC／事業実施体制・再委託	10年間にわたり専門企業の技術を活用する必要があることから、事業期間中の構成員・協力企業・再委託先の追加又は変更について、認められる条件及び手続をご教示ください。また、更新支援等で新たな専門技術が必要となった場合の柔軟な体制変更は可能でしょうか。	事業期間中の構成員・協力企業・再委託先の追加又は変更について、発注者と受注者双方で協議を行いながら決定してまいります。また更新支援等における体制変更についても同様の考えです。
165	募集説明書	P17			-	様式9において、代表的な事例を4件記載することとされていますが、どのような事例を選定すればよいでしょうか。※複数の事例が存在するため、同種業務や類似業務を明示して頂くと助かります。	同種業務の事例であれば問題ないと考えています。また本業務にて提案想定される業務の事例も記載可能と考えています。
166	要求水準書	P17			5-1.基本事項	「具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。」と記載されていますが、乙が提案した内容に基づき実施する業務に係る費用については、現在想定されている契約上限価格に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。あるいは、提案内容に応じた費用を別途計上することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。	現在想定している業務については、契約上限に含まれていると考えます。また業務提案内容に応じた費用については、発注者・受注者の双方協議の上、別途計上も可能であると考えます。
167	要求水準書	P19			5-3.事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	水道事業及び下水道事業に関するコンサルタント業務は、【別紙 参考 業務仕様書一覧】に示す業務となっており、「1 1 水道施設整備事業計画業務」及び、「3 3 下水道台帳システム管理情報更新業務委託」のみが該当するものと理解しております。この場合、下水道ストックマネジメント計画における更新計画策定業務については、本業務の対象外であるとの認識でよろしいでしょうか。あるいは、当該業務についても、仕様書に記載の「具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。」に基づき、乙からの提案事項として対象に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。ご教示くださいますようお願いいたします。※水の官民連携レベル3.5において、下水道ストックマネジメント計画に該当する更新計画策定等が含まれていない意図はどのようなものでしょうか。	ご認識のとおりです。
168	要求水準書	P43			14-3データ管理支援	①（ア）実施方針データ管理工、（イ）計画的維持管理データ管理工、（ウ）日常的維持管理データ管理工に関して、対象施設は「下水道の管路施設」のみを対象としているという理解で良いでしょうか。②下水道の汚水中継ポンプ場等の施設は対象外という理解で問題ないか。③令和8年8月の下水道法改正内容及び10月公表予定のガイドライン等の最新情報も含めた抜本的な見直しを行い、受託者は（ア）～（ウ）の内容を実施するという理解で問題ないでしょうか。	①ご認識のとおりです。②下水道課管理施設すべてが対象です。③ご認識のとおりです。
169	要求水準書	P5			2-2 5箇年事業実施計画書	5箇年事業実施計画書について、契約締結時点で把握できない施設状態や点検・調査結果を踏まえ、事業期間中に随時見直すことは可能でしょうか。また、見直しに伴い業務量・費用が増減する場合の委託料変更の考え方をご教示ください。	見直すことは可能と考えられます。見直しに伴う業務量・費用が増減する場合の委託料変更については、発注者・受注者の双方協議により決定します。
170	要求水準書	P6			2-4 5箇年修繕計画書	5箇年修繕計画書には「設備等の名称・仕様、時期、修繕概要」を記載するとされていますが、修繕費用の上限額又は年度別予算率は設定されるのでしょうか。	契約前協議時に発注者・受注者の双方協議の上、修繕費用の上限額を設けたいと考えています。
171	要求水準書	P6			2-5 年間修繕計画	年間修繕計画には設備ごとの修繕費用を記載することとなっています。提案時点の委託料に含める修繕費について、過去5～10年間の施設別・年度別修繕実績及び修繕費実績をご提示いただけますでしょうか。	水道に関する管路の修繕については、出来高に対して支払いを予定しております。配水池、ポンプ場につきましては、別途発注予定としております。修繕実績については、市ホームページにて掲載している令和元年度からの水道事業統計年報（5-3給配水施設修繕状況）より確認をお願いします。また下水道についても、市ホームページにて掲載している令和2年度からの下水道事業統計年報よりご確認ください。
172	要求水準書	P6			2-4、2-5 修繕計画	修繕計画策定に際して、受注者が施設健全度、故障リスク、重要度等に基づいて修繕の優先順位を変更する提案は可能でしょうか。また、市が想定する優先順位判定基準があればご提示ください。	提案可能と考えます。ご提示できる資料があれば提供してまいります。
173	要求水準書	P15			4-4-3 修繕業務	修繕に「取替」を含む場合、修繕と更新・改築を区分する具体的基準をご教示ください。特に設備一式交換、主要部品交換等の取扱いをご教示ください。	上水道施設（配水池・ポンプ場）に関する修繕、更新に関しては、別途発注予定としております。下水道施設については、修繕と更新の区分は、個別に協議して決定します。
174	要求水準書	P15			4-4-3 修繕業務	事業開始前から進行していた腐食・摩耗・劣化等を原因として事業開始後に故障した場合、当該修繕費は受注者負担となるのでしょうか。既存劣化に起因する修繕の負担基準をご教示ください。	上水道施設（配水池・ポンプ場）に関する修繕、更新に関しては、別途発注予定としております。下水道施設については、No.154の回答をご参照ください。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
175	要求水準書	P15			4-4-3 修繕業務	メーカー推奨交換周期を超過している設備・部品について、事業開始後の交換費用を受注者負担とするか、市負担の更新とす るか、その判断基準をご教示ください。	上水道施設（配水池・ポンプ場）に関する修繕、更新に関しては、別途発注予定としております。 下水道施設は、No.154の回答をご参照ください。
176	要求水準書	P15			4-4-3 修繕業務	製造中止又は部品供給終了により修繕不能となった設備について、設備更新として市が負担するとの理解でよいでし ょうか。	上水道施設（配水池・ポンプ場）に関する修繕、更新に関しては、別途発注予定としております。 下水道施設は、No.154の回答をご参照ください。
177	要求水準書	P12			4-4-1運転管理業務の要求水準	下水流入量について上限が設定されていますが、集中豪雨等により上限を超過した場合に生じた溢水、設備故障その他の要 求水準未達については、受注者の責任対象外との理解でよいでしょうか。	本内容については、契約前協議までに決定してまいります。
178	要求水準書	P12			4-4-1運転管理業務の要求水準	雨天時浸水等による急激な流入量増加について、受注者が請すべき具体的対応範囲及び市との責任分界をご教示くだ さい。	雨天時浸水の原因が特定されている範囲はありません。
179	要求水準書	P14			4-4-2保守管理業務の要求水準	点検頻度について、参考仕様書等に示された頻度を最低条件とするのでしょうか。それとも、状態監視保全等を導入し、同 等以上の性能を確保できる場合には頻度を変更することが可能でしょうか。	上水道施設（配水池・ポンプ場）につきましては、参考仕様書等に示された頻度を最低条件とします。 下水道施設については、点検頻度の変更は、双方協議のうえ、設計変更の対象とします。
180	要求水準書	P14			4-4-2保守管理業務の要求水準	IoTセンサー、遠隔監視、AIによる異常予兆検知等を導入した場合、現地点検頻度の合理化を提案することは可能でし ょうか。	上水道施設については、可能です。 下水道施設については、No.179の回答をご参照ください。
181	要求水準書	P15			4-4-3修繕業務の要求水準	突発修繕について、夜間・休日対応を含めた24時間365日の即応体制を求めるものか、要求される現場到着時間等の具体的 性能基準をご教示ください。	突発修繕について、夜間・休日対応を含めた24時間365日の即応体制を求めるものとし、現場到達時間等につ いては、異常発生を確認してから、速やかに現場到着する必要があります（直ちに給配水に影響を及ぼす異常 の場合は、1時間以内）。
182	要求水準書	P15			4-4-4廃棄物管理業務の要求水準	廃棄物発生量が過去実績を大幅に上回った場合、追加人件費等について委託料変更の対象となるのでしょうか。	理由等を整理したうえで、協議が必要です。
183	要求水準書	P16			4-4-5文書管理業務の要求水準	業務データの「項目、記録方法等」は契約後の協議とされています。提案価格・システム構成に影響するため、最低限必要 なデータ項目、保存期間、ファイル形式等を事前にご提示いただけますでしょうか。	協議のうえ決定します。
184	要求水準書	P16			4-4-5文書管理業務の要求水準	既存の維持管理データ、故障履歴、修繕履歴、設備台帳について、電子データとして提供される範囲、データ形式及びデー タ欠損の有無をご教示ください。	上水道の配水池・ポンプ場施設については、エクセル形式又はPDF形式、管路施設については、マッピングシス テム（shapeファイル）又は、PDF形式です。 また、下水道課が保有する維持管理関連データは、個人情報等を除き提供します。
185	要求水準書	P17			第5章コンサルタント業務の要求水準	コンサルタント業務について、契約期間中に市の施策変更、国の制度改正、新たな計画策定義務等により追加業務が発生し た場合は、契約変更及び委託料変更の対象となるとの理解でよいでしょうか。	原則として、契約締結時に想定される法令・制度の範囲内での業務は委託料に含まれます。ただし、契約期間中 に本市の施策の著しい変更、予見し得なかった国の制度改正、または新たな計画策定義務など、当初の業務範囲 を著しく超える追加業務が発生した場合には、甲乙協議の上、必要に応じて契約内容および委託料の変更を検討 の対象とします。
186	要求水準書	P22			第7章既存施設等の確認	市から提供される設備管理台帳等と現況に相違があった場合、その相違に起因して発生する追加点検、修繕、更新等の費用 は市負担との理解でよいでしょうか。	発注者・受注者の協議の上、負担について決定してまいります。
187	要求水準書	P22			第7章既存施設等の確認	移行期間中の確認では発見することが困難な地下埋設物、管路内部、設備内部等の潜在的瑕疵について、事業開始後に判明 した場合のリスク分担をご教示ください。	移行期間中に確認された既存施設の不具合・劣化・台帳との不一致は、安全性や市の責任に関わるものは事業開 始前に市が対応し、通常の維持管理の範囲で対応できるものは事業開始後に受注者が対応します。区分が不明確 な場合は、受注者が速やかに発注者へ報告し、双方協議のうえ決定します。
188	要求水準書	P25			第8章移行期間の要求水準	移行期間中に受注者が既存施設の不具合・劣化・台帳との不一致を確認した場合、事業開始前に市が修繕・是正するの か、事業開始後の受注者業務とするのかをご教示ください。	移行期間中に確認された既存施設の不具合・劣化・台帳との不一致は、安全性や市の責任に関わるものは事業開 始前に市が対応し、通常の維持管理の範囲で対応できるものは事業開始後に受注者が対応します。区分が不明確 な場合は、受注者が速やかに発注者へ報告し、双方協議のうえ決定します。
189	要求水準書	P28			第9章施設改良等	受注者の費用で導入する設備・システム等について、契約終了時に撤去する場合の原状回復範囲及び、市が継続使用を希望 する場合の譲渡価格の算定方法をご教示ください。	発注者・受注者の協議の上、決定してまいります。
190	要求水準書	P32			第11章モニタリング及び要求水準の未達時の措置	月間・年間業務報告書との「照合及び確認」が中心となっていますが、下水道施設の性能を評価するアウトカム指標につ いて、市が想定している指標及び目標値をご提示ください。	想定する指標や目標値はございません。
191	要求水準書	P32			11-3要求水準未達時の措置	要求水準未達が、施設老朽化、市が更新を延期した設備、流入量増加等、受注者の責めによらない要因による場合は、改善 通告及び減額の対象外との理解でよいでしょうか。	No.154の回答をご参照ください。
192	要求水準書	P34			11-4委託料の額の調整	人件費について最低賃金、公共工事設計労務単価、賃金指数等が大幅に上昇した場合の委託料調整規定が明示されていま せん。10年間の長期契約であることから、人件費変動を委託料に反映する仕組みを設ける予定はありますでしょうか。	社会情勢等の理由により、大幅な増減が考えられる場合には委託料の調整も考えられます。
193	要求水準書	P37			第12章危機管理に関する要求水準	台風・豪雨時等に通常配置を超えて人員、車両、発電機、ポンプ等を追加投入した場合の費用は、通常の委託料に含む のか、別途精算となるのかをご教示ください。	協議のうえ決定します。
194	要求水準書	P41			14-2統括マネジメント	「本市が行う業務範囲をも含めた業務プロセスの最適化についても助言」とありますが、助言の対象範囲及び成果物を具体 的にご教示ください。	対象範囲は、受注者が行う業務と直接関連する業務プロセスを基本とします。本市が行う業務については、業務 連携に必要な範囲で情報提供や意見交換の対象とすることが考えられ、本市業務そのものの改善を受注者に求め るものではありません。成果物の詳細は、事業者選定後の協議により決定します。ただし、応募時の提案書にお いて、想定する助言の内容や成果物の案をご提示いただいても差し支えありません。
195	要求水準書	P43			14-3データ管理支援	維持管理データを更新計画へ反映することについて、受注者に分析・評価まで求めるのか、単なるデータ蓄積・整理までを 要求水準とするのかをご教示ください。	上水道において要求される範囲につきまして、受注者には、単なるデータの蓄積・整理に留まらず、「分析・評 価」までを求めます。 下水道については、No.3の回答をご参照ください。
196	要求水準書	P43			14-3データ管理支援	受注者が独自に構築・導入するデータベース、AI解析システム等について、契約終了時に市へデータ及びシステムを移管す る必要があるか、知的財産権・利用権の取扱いをご教示ください。	契約終了時におけるデータ等について基本的には、市へ帰属することを想定していますが、発注者・受注者双方 の協議により決定してまいります。
197	募集説明書	P6			2.3 参加資格要件	「⑩～⑬の要件については、構成員又は再委託予定先のいずれかが満たすものとする」されていますが、参加資格要件とし て再委託予定先が有資格者である提示方法および確認時期など満たしていることを証明する概要をご教示ください。	⑩及び⑬の資格要件について、構成企業または協力企業（再委託予定先）のいずれかが満たしていれば足りま す。協力企業が要件を満たすことの証明は、参加申込書の提出時に、当該協力企業の実績等を証明する書類を添 付してください。市は、参加申込書の受付後に資格審査を行い、その中で要件の充足を確認します。
198	契約書	P7			第2章4業務主任技術者3-（1）（2）	「業務主任技術者の条件として、3-（1）、（2）について「各資格要件または同等以上の有資格者であること。」記載があり ますが、同等以上となる基準をご教示ください。	「同等以上」の判断は、資格の名称だけでなく、資格の内容、本業務との関連性を踏まえて、本市が判断しま す。同等以上と考える資格がある場合は、資格の概要が分かる資料をご提出ください。
199	契約書	1-2			第1章要求水準書の位置付け	「要求水準で変更作成する」と記載がございいますが、質問事項に対する回答など、契約書、提案書、実施方針、要求水準、 仕様書など、今後の契約上で重複事項など発生した場合、どのような順位とした優先位置付けになるのでしょうか。	基本的には契約書、次に要求水準書となります。重複がある場合には、発注者・受注者の双方で協議の上確認し ていく必要がございします。
200	募集説明書	P4			1.5本業務委託の対象業務及び対象施設	1.5.2「対象施設」について、業務対象となる施設を、対象施設一覧にてご提示ください。また、1.2「業務実施場所」にお いて、「事業計画区域外についても、上下水道の機能を有する場合は業務対象とする」とありますが、想定される対象施設及 び業務内容についてご教示ください。	上水道施設については、統計年報で確認が可能となっております。上水道につきまちは、事業計画区域内と なっております。 下水道施設については、No.1の回答をご参照ください。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
201	要求水準書	P11			4-3事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	要求水準書において、本事業の下水道管路施設の業務内容に、管口カメラ調査等の点検業務は含まれていませんが、応募者からの提案により実施することよろしいでしょうか。 点検調査データの蓄積が、効率的で効果的な貴市独自のストックマネジメントの実践に繋がると考えご質問させていただいています。	点検業務は本業務に含みます。
202	要求水準書	P12			下水道施設の要求水準	要求水準書において、下水道管路施設の詳細TVカメラ調査等の維持管理業務について記載がなく、一方、提案評価基準（案）p13では「管路維持管理に係る各業務について」との記載があります。 下水道管路施設の維持管理業務は応募者からの提案により実施することよろしいでしょうか。 点検調査データの蓄積が、効率的で効果的な貴市独自のストックマネジメントの実践に繋がると考えご質問させていただいています。	No.201の回答をご参照ください。
203	リスク分担表	P2			物価変動	昨今インフレが起きているため、物価指数を基準として、例えば各年度1.5%以上変動した場合、委託料を精算するといったような、ルール付けをお願いできないでしょうか。	物価変動への対応は不確定要素となりますので、都度協議によるものと考えております。
204	リスク分担表	P3			管路及び管路機能の確保	TVカメラ調査を行っていない箇所や受託者から提案しに関わらず適切な対策（改築、修繕）が行われていない箇所について、下水管路の道路陥没等のリスクは受託者は負えないと考えますので、リスク分担の変更をお願いします。	No.68の回答をご参照ください。
205	様式	-			様式9 コンサルタント業務の実績	当社から様式9コンサルタント業務の実施実績を出す必要がありますが、確認出来る書類として「契約書の写し」とありますが、テクリス登録番号でもよろしいでしょうか。	「契約書の写し」に代えて、テクリス（TECRIS）の登録内容が確認できる書類（登録番号および登録内容の写し）を提出いただく形で差し支えありません。ただし、当該業務が実績として有効であるか（業務名、発注元、期間、業務内容等）を判断できる情報を網羅している必要があります。
206	要求水準書	P15			4-4-3、修繕業務の要求水準	(1)定期修繕（イ）定期修繕額及び(2)突発修繕（イ）突発修繕額について、【●】万円（税抜き）で想定されている金額をご教示願います。	下水道施設の定期修繕、突発修繕については、別途発注を予定しております。 下水道施設については、No.76の回答をご参照ください。
207	（参考）上下水道事業包括業務委託基礎資料 半年度	-			下水道事業分	資本的支出（4条予算）の内容が本事業に含まれているかご教授願います。含まれている場合、下水道施設（雨水、汚水、マンホールポンプ等）の更新工事費用が当該予算に該当すると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。施設更新工事費用に加え、公共施設設置工事も含みます。
208	要求水準書	P15			4-4-3、修繕業務の要求水準	(1)定期修繕及び(2)突発修繕について、効率的な修繕実施や突発的な不具合に対する迅速な修繕対応を実施するために、当該修繕費の一部を機器・材料の予備品購入費用に充てることが可能でしょうか。	下水道施設の定期修繕、突発修繕については、別途発注を予定しております。 下水道施設については、協議のうえ決定します。
209	要求水準書	P19			5-3、事業を通じて甲が乙に委託する業務	「乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め甲に提案するものとする」との記載がありますが、施設改築計画等のCM業務を含む内容を提案し、業務履行上で必要な事項として発注者が認めた場合において、乙の構成企業又は協力企業が別途発注される建設工事への入札参加が制限されることは無いと考えて良いでしょうか。或いは、更新実施型として建設工事の実施についても契約変更にて本事業内に含まれる形となる可能性もありますでしょうか。	利益相反防止と公正性の確保の観点から、CM業務を受託した者の建設工事への参加については、現時点で制限の有無を確定しておりません。参加制限の要否は、工事の内容や業務の関係性を踏まえ、各工事の発注時に判断いたします。
210	業務委託の目的	4 1-1.4			業務委託の目的	本事業における「質の高いサービス」とは、市民の皆さまが水道水や下水道を安心して日常的に利用でき、困ったときにも速やかに対応してもらえる状態を指します。具体的には、次のとおりです。 1. 安全で安定したサービス：水質管理や施設点検を確実に行之、水道水の安全と下水道機能の安定を確保すること 2. 迅速で丁寧な対応：漏水や故障などの緊急時に速やかに対応し、お客様からの問合せにも分かりやすく丁寧に応じること 3. 持続可能な事業運営：将来にわたり効率的で安定した運営を続けられるよう、業務の見直しや人材育成を進めること 4. 市民に信頼される情報発信：料金や工事などの情報を分かりやすく提供し、市民の理解と信頼を得ること 具体的な水準は要求水準書で定めるとともに、取組方法については、より良い方策をご提案いただければ幸いです。	本事業における「質の高いサービス」とは、市民の皆さまが水道水や下水道を安心して日常的に利用でき、困ったときにも速やかに対応してもらえる状態を指します。具体的には、次のとおりです。 1. 安全で安定したサービス：水質管理や施設点検を確実に行之、水道水の安全と下水道機能の安定を確保すること 2. 迅速で丁寧な対応：漏水や故障などの緊急時に速やかに対応し、お客様からの問合せにも分かりやすく丁寧に応じること 3. 持続可能な事業運営：将来にわたり効率的で安定した運営を続けられるよう、業務の見直しや人材育成を進めること 4. 市民に信頼される情報発信：料金や工事などの情報を分かりやすく提供し、市民の理解と信頼を得ること 具体的な水準は要求水準書で定めるとともに、取組方法については、より良い方策をご提案いただければ幸いです。
211	ー	ー			ー	参加資格の確認結果の通知（令和8年10月30日）の時点で届け出が組合構成企業1社のみの場合、新たな対面協議の場を設けることは可能でしょうか。※対面質疑では時間が短すぎる為。	対面協議を設ける場については、契約前協議の期間にて行うことを考えております。
212	ー	ー			ー	新たに対面質疑が行える場合、SPC構成企業との合同での対面質疑は可能でしょうか。	契約前協議においては、SPC構成企業での合同協議は可能と考えます。
213	ー	ー			ー	他市の事業者では、包括業務委託で予定価格の内訳書が提示されていますが、本市では大項目のみの資料ですが、小項目まで出せないでしょうか。	現時点では、提示している資料を考えております。
214	リスク分担表				システム運営	『上下水道料金調定システムや管路情報システムなど市が運営管理するシステムの障害に関するもの』とありますが、本業務には入っていないのですか。	※回答準備中です。
215	沖崎市上下水道事業包括業務委託募集説明等に関する質問及び回答	NO.9			様式11-19	『給水装置関連業務の給水装置工事申込に関する業務については、今回の業務は含まれていません』とありますが、今回プロポーザルで上下水道一体の申請受付を提案しても宜しいでしょうか。	回答の通り、給水装置工事申込に関する直接的な審査・受付業務は今回の基本業務範囲には含まれていません。しかしながら、本事業は「包括業務委託」として民間事業者の創意工夫による効率化を期待するものです。「上下水道一体の申請受付」に関する提案を行うこと自体は制限いたしません。ただし、それが市の費用負担を増加させるものではなく、利便性向上や業務効率化に資するものであることを明確に示してください。
216	様式				様式6 水道施設の維持管理等の実施実績	実施実績ですが、沖崎市工事協同組合26社分の実績と認識していますが、宜しいでしょうか。	様式内の記載にある通りです。
217	様式				様式7 下水道施設の維持管理等の実施実績	実施実績ですが、沖崎市工事協同組合26社分の実績と認識していますが、宜しいでしょうか。	様式内の記載にある通りです。
218	募集説明書	P7			2.6	予定価格内訳ですが水道事業変動費、下水道事業変動費の細かい内訳をご教示下さい。	別添をご参照ください。
219	要求水準書	P37			第 1 2 章	危機管理に関する予算及び内訳を上水、下水道ともにご教示下さい。	予算及び内訳については、お示しできません
220	要求水準書	P41			第 1 4 章	統括管理に関する予算及び内訳をご教示ください。	予算及び内訳については、お示しできません

No.	書類名	頁	項			目	項目名	質疑内容	回答
221	業務仕様書等（01～20）						4 再委託の禁止	自家用電気工作物保安業務委託（ポンプ場）4 再委託の禁止と記載がありますが、記載の通りで宜しいでしょうか。	本業務においては再委託可能です。
222	業務仕様書等（01～20）						－	令和8年度 水道メーター取替業務委託 修理するメーターは75mmまでの記載ですが、今後75mm以上のメーター取替えも予定はありますか。	75mm以上のメーター取替も予定はあります。
223	業務仕様書等（01～20）						－	令和8年水道メーター修理 メーター修理の選別は甲・乙どちらの業務となりますか。	メーター修理の選別については、甲が乙に指示して乙にて行うことになります。
224	業務仕様書等（01～20）						－	下水道施設、年間修理予算をご教示ください。 ※機器類の対応年数が超えていると思われるので、教えて下さい。	No.171の回答をご参照ください。
225	募集説明書	P3					1.5.1 業務範囲	契約書（案）、要求水準書、参考業務仕様書、技術評価基準書及び様式12「見積内訳書」の間で、業務名称、業務区分の対応関係及び本事業の対象業務範囲が異なり、明確でない箇所があります。 このため、契約上限価格の範囲内で受注者が履行すべき業務並びに各業務の見積項目及び費用区分について、参加者間で認識に差異が生じる可能性がございます。 つきましては、別添「業務範囲確認表」に記載した各業務について、次の事項をご確認の上、同表の確認欄にご回答ください。 1、当該業務が、契約上限価格9,835,900,000円（税込）に含まれる本業務委託の対象業務であるか 2、様式12「見積内訳書」のどの項目に計上するか 3、契約書（案）第64条に定めるとの費用区分に該当するか また、同表に記載のない業務で、契約上限価格の範囲内で受注者が履行すべき業務がある場合には、当該業務を同表に追記するとともに、要求水準書にも明示してください。	別添「業務範囲確認表」をご確認ください。また、様式12の見積内訳書についても修正版を提供しますので、業務範囲確認表を再度ご確認ください。
226	募集説明書	P3					1.5.1 業務範囲	募集説明書1.5.1では、本業務委託の対象業務は、要求水準書に示す業務とされています。 契約書（案）、要求水準書、参考業務仕様書、技術評価基準書及び様式12「見積内訳書」の間で、業務名称、業務範囲及び各業務の位置付けが一致していない箇所があり、契約上限価格9,835,900,000円（税込）の範囲内で受注者が履行すべき業務の全体を特定することが困難です。 対象業務の認識が参加者ごとに異なる場合、見積条件及び実施体制に差異が生じ、提案内容及び見積金額を同一条件で比較することが困難となります。 つきましては、契約上限価格の範囲内で受注者が履行すべき業務を、要求水準書に網羅的に明示してください。 各業務の詳細を参考業務仕様書により定める場合には、要求水準書の各業務項目に、参照する参考業務仕様書の番号及び名称を明記してください。 また、各公募資料に記載された業務のうち、本業務委託の対象外となる業務がある場合には、対象外である旨を各公募資料に明示するとともに、当該業務に関する技術提案書類の記載欄を削除し、又は「対象外」と明記するなど、各公募資料の記載を整合するよう修正してください。	現在示している公募資料より判断してください。不足する情報がある場合には都度、市ホームページにて掲載してまいります。
227	募集説明書	-					質問機会について	今回の質問に対する回答に伴い、要求水準書やその他の公募資料が修正され、業務範囲、費用区分及びその他の公募条件が明確化又は変更される可能性があります。また、新しい資料が追加で公表される可能性もあるのではと思料いたします。その場合、回答及び修正後の公募資料を確認した上で、追加の質問や情報開示依頼等が必要になることが想定されます。 参加者が公募条件を正確に把握し、同一の条件に基づいて提案内容及び見積金額を検討できるよう、今回提出する質問への回答及び修正された公募資料の公表後に、第2回書面質問及び対面質問の機会を設けてください。	第2回の書面質問及び対面質問の機会について日程上の都合から設けることが困難と考えられます。契約前協議にて選定候補者と協議することを考えております。
228	募集説明書	P7					2.6 予定価格	「沖縄市上下水道事業包括業務委託募集説明書等に関する質問及び回答」No.5では、本業務についてSPCの設立を基本とする一方、業者体制及び業者数の想定ができないため、SPCの設立費用は契約上限価格に計上していない旨が回答されています。 しかし、SPCを設立する場合には、設立時の費用だけでなく、事業期間を通じて会社機関の運営、経理・税務、決算、契約・支払管理等に係る費用が発生します。 また、国土交通省公表の「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン簡易な費用総額比較の考え方（例）」の「（d）SPC運営費」においても、DBO及びPFI（従来型）におけるSPC運営費について、必要に応じて計上を検討するものとされています。当該費用は実施体制により変動しますが、当方の現時点の概算では、SPCの設立・開業費及び10年間の運営費として、税別1億9,000万円程度を要することが想定されます。 つきましては、SPCの設立及び事業期間中の運営に必要な費用を契約上限価格に追加計上いただく、または別途予算計上いただくのいずれかをご選択願います。	現在SPCの設立費用につきましては、事業費に計上しておりません。今後、顧問弁護士と相談の上、当該選定事業者と協議してまいります。
229	募集説明書	P16					6.3 表7 プロポーザル審査会参加時の提出書類	様式4プロポーザル審査会参加者報告書とは、プレゼン参加者の申請書類という認識でよろしいでしょうか。 その場合、募集説明書では参加上限人数8名と記載がありますが、様式4には10名以内との記載がございます。どちらが正となるかご教示ください。	募集説明書に記載のある参加上限人数を正としてください。
230	募集説明書	P18					6.3 表9 技術提案に係る提出書類	技術提案提出書類（様式11-1～11-24）について、正1部副11部の提出が求められています。正本・副本共に各様式の本文は企業名を伏せる副本形式（代表企業、構成企業ABC、協力企業ABC等、企業名が分からない形式）で作成し、正本のみに各社の企業名を突合できる「社名一覧表」を添付する形式で提出することを認めていただけないでしょうか。副本において、誤って企業名が表に出てしまうリスクを回避することができます。	ご提案の方法（正本・副本共に本文を匿名形式とし、正本にのみ社名一覧表を添付する形式）による提出を認めます。ただし、社名一覧表を除く提案書本文（図表、写真、実績名等を含む）において、直接的な企業名のほか、ロゴマークや当該企業を容易に類推させる記述が確認された場合は、審査の公平性を損なうものとして、失格または減点の対象となる可能性があります。作成にあたっては、匿名性の確保に十分留意してください。

No.	書類名	頁	項		目	項目名	質疑内容	回答
231	契約書	P1				第1条第5号	契約書（案）第1条第5号では、本契約書、要求水準書、提案書類及びその他関係書類を「本契約書類」としていますが、その他関係書類の範囲及び本契約書類間の優先順位が明確に定められていません。 契約締結後の疑義を防止するため、その他関係書類の範囲を明確に定義するとともに、本契約書類の優先順位を契約書に明記してください。 具体的には、以下のような規定を設けることをご検討ください。 <「その他関係書類」の定義例> 「その他関係書類」とは、募集説明書、リスク分担表、参考業務仕様書一覧、参考仕様書等、上下水道事業包括業務委託費基礎資料、提案評価基準書、様式集その他本業務の公募に関して甲が公表した資料、これらに関して甲が公表した質問回答書、追加資料及び修正資料、並びに契約締結までに甲及び優先交渉権者がその内容を書面により確認した議事録又は確認書をいう。なお、これらの書類について追加又は修正があった場合は、当該追加又は修正後の内容によるものとする。 <優先順位の条文明> （本契約書類の適用関係） 第〇条 本契約書類の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、次の各号に掲げる順序によるものとする。 (1) 本契約書 (2) 要求水準書 (3) その他関係書類 (4) 提案書類 2 前項の規定にかかわらず、質問回答書、追加資料又は修正資料により、それ以前に公表された要求水準書、募集説明書その他の公募資料の内容が追加又は修正された場合は、当該質問回答書、追加資料又は修正資料を優先するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、提案書類の内容が要求水準書その他の公募資料に定める水準を上回る場合であって、当該提案内容が本契約の内容として採用されたときは、当該上回る部分について提案書類を優先するものとする。	ご指摘の内容について検討後、必要に応じて市ホームページにて掲載してまいります。
232	契約書	P1				第1条第11号・第17号、第19条「事業期間」	契約書（案）表紙及び第19条では、履行期間を令和9年4月1日から令和19年3月31日までとしていますが、第1条第11号では「事業期間」を令和9年度から令和13年度までと定義しており、第1期事業期間のみの記載となっています。 また、第1条第17号では「事業開始日」を令和9年3月31日としていますが、第19条では令和9年4月1日とされています。 つきましては、契約書（案）第1条第11号及び第17号を、以下のとおり修正してください。 第1条第11号 「事業期間」とは、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの期間をいう。 第1条第17号 「事業開始日」とは、令和9年4月1日をいう。	ご指摘の通り、修正対象といたします。
233	契約書	P12				第41条第4項、第42条第4項及び第82条第1項	契約書（案）の法令変更に関する規定について、参照条文に誤りがあると考えます。 具体的には、以下のとおり修正するとの理解でよいでしょうか。 1. 第41条第4項 現行：「第75条の定めに従うものとする。」 修正案：「第76条の定めに従うものとする。」 2. 第42条第4項 現行：「第76条の定めに従うものとする。」 修正案：「第77条の定めに従うものとする。」 3. 第82条第1項 現行：「第75条第3項に基づく協議」 修正案：「第76条第3項に基づく協議」	ご指摘の通り、修正対象といたします。
234	契約書	P13				第43条2項	今回下水道施設の対象はポンプ場となりますが、下水処理場の内容となっておりますので、見直しをお願いいたします。	優先交渉者と契約前協議時に確認し、整えてまいります。
235	契約書	P17				第66条 物価の変動に基づく委託料の額の変更	本業務は、原則10年間の長期契約となるウォーターPPP（レベル3.5）であることから、事業期間中の物価変動について、適切な官民のリスク分担をあらかじめ定める必要があると考えます。 長期の官民連携事業における物価変動への対応に関する参考として、内閣府公表の「契約に関するガイドライン～PFI事業契約における留意事項について～」では、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格を的確に反映し、対象業務、対象費用項目及び対象地域に連動した物価指数を採用することが望ましいとされています。また、物価指数の指標をあらかじめ入札説明書等に明示した上で、民間事業者との協議により決定する考え方が示されています。 一方、契約書（案）第66条では、賃金水準又は物価水準の変動により委託料の変更を請求できることとされていますが、改定対象額、適用する指標、基準時点、算定方法及び改定時期等が示されていません。 現時点では、No1で質問しているとおり業務範囲や予算内訳などが不明確であるため、これら物価変動に関わる諸条件を確定することが困難です。したがって、遅くとも優先交渉権者の決定後、契約締結前までに発注者と優先交渉権者が協議して決定し、その結果を契約書その他の契約関係書類に反映する旨を、公募資料又は本質問に対する回答で明記願います。 参考：内閣府「契約に関するガイドライン PFI事業契約における留意事項について」 https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/keiyaku_guideline.pdf	賃金水準又は物価水準の変動に伴う委託料の改定等に関する詳細な運用については、契約締結前までに優先交渉権者と協議を行う予定です。提案されたガイドライン等の考え方も参考にしつつ、本業務の実情に即した適切な記載内容について検討を進めてまいります。

No.	書類名	頁	項			目	項目名	質疑内容	回答
236	契約書	P18					第66条第3項 物価の変動に基づく委託料の額の変更	「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。」は、片務的な措置という印象を受けました。『原則』という言葉の追記と、協議日数については合理的な理由がある場合は期間の延長を認めていただくようお願いいたします。具体的な今後の対応としては、契約書条文を以下例文のように修文いただくか、又は本質問に対して、「実務においては、一方的に協議を打ち切ることなく、合理的な理由がある場合は協議を延長いたします」と、回答を記載いただくことを希望いたします。 『例文：協議開始の日から原則14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。ただし、協議期間の延長について合理的な理由がある場合は、甲乙合意のうえで認めるものとする。』	ご指摘の通り、修正対象といたします。
237	契約書	P18					第67条第5項「処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整」及び第92条「契約の変更」	契約書（案）第67条第5項では、業務の条件、数量、内容又は対象等に著しい変更があった場合には委託料を変更し、その変更額を甲乙協議の上で定めることとされています。 一方、契約締結後に、要求水準書に明示された業務範囲を超える業務の追加又は変更が必要となった場合について、協議の時期、変更対象となる契約条件及び書面合意前の履行義務が明確ではありません。 つきましては、要求水準書に明示された業務範囲を超える業務を追加し、又は変更する場合には、当該業務の実施前に、業務内容、責任分担、実施体制、履行期間、委託料その他必要な契約条件を甲乙で協議し、第92条に基づく書面合意又は変更契約を締結した上で実施する旨を明記してください。 また、当該書面合意又は変更契約が成立するまで、緊急対応その他契約書に別段の定めがある場合を除き、受注者は追加又は変更された業務を実施する義務を負わないことを明記してください。 <第67条第5項の修正例> 5 前各項に定める場合のほか、本業務の条件、数量、内容又は対象等に著しい変更があった場合、又は要求水準書に明示された業務範囲を超える業務を追加し、若しくは変更する必要が生じた場合は、甲及び乙は、当該業務の実施前に、業務内容、責任分担、実施体制、履行期間、委託料その他必要な契約条件について協議するものとする。 6 前項の追加又は変更は、第92条に基づき甲乙が書面により合意し、又は変更契約を締結した後に実施するものとする。 7 乙は、前項の書面合意又は変更契約が成立するまで、緊急対応その他本契約書類に別段の定めがある場合を除き、追加又は変更された業務を実施する義務を負わないものとする。	本業務の範囲外の業務が追加・変更される際の手続きの重要性については認識しております。ご提案いただいた主旨を踏まえ、原則として事前協議および書面合意（または変更契約）を前提とした手続きの明確化について、優先交渉権者との契約協議において前向きに検討し、契約規定の整理を行ってまいります。
238	契約書	P19					第72条 保険	第71条において、本件施設の所有権は発注者に帰属するとされています。発注者所有資産への受注者による新規付保は、保険料が提案見積額に反映されることとなるため、既存保険との補償重複及び事業全体の保険料負担の合理化の観点から、発注者において必要な財物保険（火災保険等）を付保していただけないでしょうか。	発注者資産に対する保険付保のあり方については、ご指摘の合理化の視点を含め、今後の契約協議において検討すべき事項と考えます。提案見積りにおける保険料の設定や、官民のリスク分担の最適化について、優先交渉権者との協議を通じて具体的な方向性を決定してまいります。
239	契約書	P19					第72条 保険	契約書（案）第72条に定める第三者賠償責任保険について、加入主体を事業者であるSPCに限定せず、SPCから直接業務を受託する各業務受託企業が、それぞれの担当業務に係る第三者賠償責任保険へ加入する方法を認めていただけないでしょうか。	第三者賠償責任保険の加入主体については、SPCによる一括加入のほか、各業務受託企業による加入を認めることも可能です。ただし、その場合においても、本業務全体としての補償範囲や補償限度額が維持されることが条件となります。具体的な付保形態や確認方法等については、優先交渉権者との契約協議において整理してまいります。
240	契約書	P20					第77条 法令変更に伴う増加費用又は損害の負担	「乙に対して一般に適用される法令等の変更は乙の負担とする。」と記載されています。例えば、労働基準法、労働安全衛生法、環境関連法規などの改正により業務環境・業務条件が変更になり、乙（事業者）の費用負担が増加することも考えうる一例です。一般法令の変更であっても影響の大きさに応じて、費用負担について協議いただけるようご配慮願います。	本件について、費用負担は協議可能です
241	契約書	P21					第80条第2項 甲による契約の解除	「契約金額」に対する100分の10が違約金の対象となっています。内閣府の「契約に関するガイドライン」PF事業契約における留意事項について－」112頁によると、解除後の残存期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当の対価（本事業という業務委託料）の100分の10に相当する額の一定割合を違約金とする考え方があります。よって、本条文の違約金の算出対象について、解除時点での履行済み委託料相当額は除外されると理解してよろしいでしょうか。条文に合わせると、以下を希望いたします。 「この違約金の額は、頭書記載の契約金額（業務委託料）のうち、未履行部分の金額の100分の10とする。」	契約書に記載のある通りです。必要に応じ、契約前協議にて協議してまいります。
242	契約書	P26					別紙1「プロフィットシェアリングの考え方」	1 プロフィットシェアリングについて 乙は、事業期間中、本業務について、要求水準書に定める業務水準を低下させることなく、要求水準書を変更することによって実施可能となる、より効果的かつ効率的な手法その他の改善提案を、甲に対して行うことができる。 プロフィットシェアリングの対象は、当該改善提案のうち、委託料の縮減を伴うものとする。 2 要求水準書の変更 甲は、乙から前項の改善提案を受けた場合には、市民サービス及び事業効率の維持又は向上並びに費用縮減効果を確認した上で、要求水準書を変更するか否かを乙と協議するものとする。 甲及び乙は、要求水準書を変更する場合には、当該改善提案の実施前に、対象業務、業務内容、費用縮減額の算定方法、追加費用、責任分担、委託料の変更額、分配割合、分配方法及び分配時期その他必要な事項について、書面により合意するものとする。 3 プロフィットシェアリングの対象外 要求水準書その他の契約条件を変更することなく、乙の責任及び裁量で実施可能な運転方法、調達方法、業務手順、人員配置その他の通常の企業努力によって生じた費用削減は、プロフィットシェアリングの対象とせず、乙に帰属するものとする。 4 プロフィットシェアリングの方法 第2項に基づく書面による合意に従って対象業務が実施され、費用縮減効果が生じた場合には、当該費用縮減額の一部を甲に還元するものとする。 費用縮減額、分配割合、分配方法及び分配時期は、改善提案の内容、乙が負担する追加費用及びリスクその他の事情を踏まえ、甲乙協議の上、決定するものとする。	質問ではないため本件は意見として承ります。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
243	要求水準書	P9			3-4-1.日常点検等（3）文章管理業務（イ）（ウ）	提案書作成にあたり、過去の「運転、水質管理、保守点検、修繕、その他の業務に関するデータ等」は、Word、Excel、PDF、CAD、シエプ等の電子データで貸与いただくことは可能でしょうか？ また、過去の漏水履歴（事故・修繕履歴）や水道管路の管網解析資料、データ等を貸与いただくことは可能でしょうか？	運転、水質管理、保守点検、修繕、その他の業務に関するデータ等については、選定後の契約前協議において、内容を整理した上で提示を行う予定をしております。
244	要求水準書	P9			3-4-1.日常点検等（4）保安管理業務	保安対象の全施設について、現状の保安管理手法（機械警備含む）の明示をお願いいたします。施設毎の委託費、業者名等についても開示をお願いいたします。	水道における自家用電気工作物の保安管理手法については、参考仕様書をご確認ください。委託費については、質問No20～No21の回答を確認してください。 下水道については、業務仕様明細書及び契約実績一覧表の「下水道施設保守管理業務委託（機械設備）」「下水道施設保守管理業務委託（電気設備その1）」「下水道施設保守管理業務委託（電気設備その2）」をご参照下さい。
245	要求水準書	P9			3-4-1.日常点検等（5）休日夜間電話取次業務	「甲の定める手順」の明示をお願いいたします。	「4、参考 業務仕様書1-20」の「下水道施設等維持管理業務委託仕様書」中、「4 業務内容」に該当します。電話対応マニュアル、フローチャートをご参照願います。
246	要求水準書	P10			3-4-2.保守管理業務の要求水準(1)(ア)	「著しい損傷がない状態」について、定義、貴市のお考えを明示ください。	上水道については、通常運用に支障がない状態と考えております。 下水道については、「著しい損傷がない状態」とは、原則として機能を維持した状態を想定しています。詳細は双方協議のうえ決定します。
247	要求水準書	P10			3-4-2.保守管理業務の要求水準(2)(ウ)	「水道施設で必要とする自家用電気工作物保守点検、安全衛生法等による自主検査その他法令で定められている点検などは乙の負担で行うものとする。」とされていますが、対象項目の把握と提案での見積算定のため、過去の実績（対象設備、検査・点検頻度、委託費等）を明示ください。	自家用電気工作物保守点検、安全衛生法等による自主検査その他法令で定められている点検については、参考仕様書をご確認ください。委託費については、質問No20～No21の回答を確認してください。
248	要求水準書	P2			1-4業務範囲	要求水準書の2ページ【1-4業務範囲】に記載されている業務のうち、「窓口・受付、水道メーター検針・開閉栓・取替等の料金関連業務」について、各業務の具体的な要求水準が記載されていません。他業務と同様に、遵守すべき回数、整えるべき業務体制、記録の方法、地域住民等に対する配慮などを要求水準書へ追記をお願いいたします。 要求水準の記載がない場合は、業務水準に対応した適切な体制やコストを提案できず、業務遂行が困難となります。	要求水準書への記載については、優先交渉者と契約前協議にて決定して参ります。
249	要求水準書	P13			4-4-1.運転管理業務の要求水準(ア)本業務で上限とする水量	事業期間において、契約書第69条第1項に定める下水の流入量は、「日最大流入量」とすると記載がありますが、「「時間最大汚水量」ではないでしょうか。	処理施設がないため、該当しません。
250	要求水準書	P13			4-4-1.運転管理業務の要求水準(イ)乙が処理すべき水量	「想定流入下水量」とどのような下水量がご教示ください。	No.249の回答をご参照ください。
251	要求水準書	P15			4-4-3 修繕業務の要求水準	定期修繕及び突発修繕について、要求水準書4-4-3に記載する、事業期間を通じた定期修繕額の上限額及び突発修繕費の計上額について、現時点での想定額があればご提示ください。 また、現時点で想定額が定まっていない場合は、優先交渉権者の決定後、契約締結までに当該金額を定めるとの理解でよろしいでしょうか。	契約実績一覧表にて業務実績金額を明示します。 契約実績一覧表をご参照ください。
252	参考仕様書一覧	-			-	統括管理業務で実施するストックマネジメント計画の策定以外のコンサルタント業務については、業務内容、実施時期及び業務量が現時点で確定しておらず、参加資格申請において、委託先企業及び技術者を選定することは、現実的ではなく、対応が困難です。つきましては、参加申請時の配置を不要とし、具体的な業務内容が確定してから、技術者を配置する手続きに変更をお願いします。	ご指摘の趣旨は理解いたしました。コンサルタント業務のうち、ストックマネジメント計画の策定以外の業務については、業務内容や実施時期が現時点で確定していない点を踏まえ、参加申請時の技術者配置の取扱いについて、関係部署と検討いたします。検討結果につきましては、募集要項の修正や追加質問への回答などにより、速やかにお示しいたします。
253	参考仕様書一覧	-			-	沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務の費用は、現状の事業費に含まれているという認識でよろしいでしょうか。含まれている場合、想定予算と時期をお示しください。事業費に含まれていない場合は、今後予算化されて、別途受託者に発注されるという認識でよろしいでしょうか。ご回答をお願いいたします。	当該業務の費用は、原則として本業務委託の提案上限額（事業費）の中に含まれているものと認識してください。実施時期については、要求水準書および参考仕様書に基づき、10年間の事業期間内での適切な時期を甲乙協議の上決定するものとしします。
254	リスク分担表	-			-	リスクの種類・内容について、「議会承認（遅延、否決等）」にかかわることが言及されていません。議会承認にかかわることは受注者側でコントロールすることができないため、市側のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
255	質問回答	-			7	質問回答7 今回改築支援業務が入っている認識ですが、支援内容については、契約前協議において必要に応じ内容を調整する考えです。と記載がありますが事前に改築支援業務内容がないと見積が取れません。契約前協議となると別途契約の考えでよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
256	技術評価基準書	P10～14			別紙1	別表で示されている技術提案書審査項目と様式11-1～様式11-24で記載が求められている技術提案項目に整合が図られておりません。様式11-1～様式11-24に合わせ技術評価基準書での評価基準項目を再考いただくか、技術評価基準書で示される技術評価基準項目に合わせて技術提案様式11を再考いただきたくお願いいたします。	再考につきましては、確認・検討後、必要に応じて市ホームページにて掲載してまいります。
257	様式	-			-	本事業は、水の官民連携（レベル3.5）の更新支援型であることから、資本的支出（4条予算）に係る建設工事は、原則として本業務委託の対象外であり、市が別途発注するものと認識しています。 一方、様式12「見積内訳書」の下水道事業には、「建設工事」の計上欄が設けられています。 当該建設工事は、本業務委託の対象に含まれるのでしょうか。含まれる場合には、対象となる具体的な業務、施設、費用及び要求水準書の該当箇所をご提示ください。 含まれない場合には、当該欄には零円を記載するとの理解でよいのか、ご教示ください。	No.207および契約一覧表をご参照ください。
258	募集説明書	P6			2.3参加資格要件	2・3参加資格要件に記載の④の資格要件及び実績に関しては提案評価基準書（案）のP9の水道工務関連業務8、下水道工務関連10の更新計画支援業務が該当する理解でよろしいでしょうか。資格要件に関しては、要求水準書P17の資格を有する者を配置とございますが、様式9に配置技術者も併せて記載するのでしょうか。	上水道についてご認識の通り、参加資格要件④の実績等は、提案評価基準書（案）P9に記載の「更新計画支援業務」等に関連するものです。様式9への記載については、配置予定の技術者の実績も含めて記載してください。 なお、資格要件に関しては要求水準書P17に定める基準を満たす者を配置する必要があります。 下水道について、ご認識のとおりです。
259	ー	-			-	下水道中継ポンプ所（4か所）の耐震化状況についてご教示ください。（耐震診断の有無、耐震診断結果（耐震性能の有or無）、非線形解析（L2）の実施有無、補強設計・補強工事の実施有無）	下水道中継ポンプ所（3か所）耐震診断実施済み。耐震性能は有してありません。非線形解析（L2）、補強設計・補強工事は実施しておりません。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
260	募集説明書	P17				募集説明書（案）P17表8に記載の実施方針・体制について作成要領の記載がないのですが、こちらの業務実施方針とは今回業務の全体的な方針を記載するのでしょうか。また体制については、各企業との体制図や業務遂行責任者を記載するのでしょうか。	表8の「業務実施方針・体制」は、次のとおり作成してください。 1. 業務実施方針 本事業の目的等との整合を踏まえ、本業務全体の運営理念や基本方針を記載してください。特に作成要領は決めておりません。 2. 体制 様式11-3「業務実施体制」に準じ、次の内容を参考に記載してください。 ・組織体制図（SPC、構成企業、協力企業の関係を含む） ・各企業の役割分担 ・業務遂行責任者（業務仕様書上の管理技術者）の配置 ・配置予定人員の資格および実績 など
261	募集説明書	P6			2.3参加資格要件	2・3参加資格要件に記載の図の同種及び類似実績に関しては提案評価基準書（案）のP9の料金関連等業務すべてが該当する理解でよろしいでしょうか。	その通りの理解でよろしいです。
262	提案評価基準書（案）	P10			別表 技術提案内容審査項目および配点 3. 同種業務の受注実績について	本項で評価対象となる、料金関連業務、水道工務関連業務、下水道関連業務の同種業務対象は、提案評価基準書（案）P9,別紙1に各々挙げられている、料金関連等業務（金8業務）、水道工務関連業務（金8業務）、下水道関連業務（金10業務）という理解でよろしいでしょうか。 また、料金関連等業務及び水道工務関連の業務実績として、工業用水道事業での受注実績を挙げてもよろしいでしょうか？ また、上下水道分野の官民連携事業のうち、コンセッションや包括委託等の契約は長期にわたるため、受託履行中の業務実績を挙げてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本項で評価対象となる同種業務は、提案評価基準書（案）P9・別紙1に示す業務（料金関連等業務8業務、水道工務関連業務8業務、下水道関連業務10業務）です。 工業用水道事業での受注実績につきましては、本業務の内容と同種の業務として説明できるものであれば、実績として挙げていただいても差し支えありません。 また、コンセッションや包括委託等の受託履行中の業務について実績として挙げるのは、履行が完了した業務に限りします。
263	質問回答	-			No. 4	質問回答No4について10年間で言う記載がございますが、業務内容、実施時期及び業務量が現時点で確定していないため、参加資格確認申請時ではなく、各業務の発注時に当該業務を担当する企業の実績及び配置技術者（管理技術者、担当技術者及び照査技術者）を提出する運用は可能でしょうか。数年先に予定される業務に対して管理技術者などを固定配置、担保するのは困難であると考えます。	10年間にわたる長期の委託期間を考慮し、現時点で全期間の管理技術者を完全に固定することは困難であると認識しています。しかし、参加資格審査の段階では「企業の能力」と「現時点での配置予定者の能力」を評価対象とするため、一旦は現在の想定に基づく配置技術者を提出してください。実際の業務執行にあたり、やむを得ない事情で技術者を変更・決定する場合は、その都度、同等以上の資格および実績を有する者として甲の承認を得る運用を想定しています。
264	技術評価基準書	P10~14			別紙1	別表で示されている技術提案書審査項目と様式11-1～様式11-24で記載が求められている技術提案項目に整合が図られておりません。様式11-1～様式11-24に合わせ技術評価基準書での評価基準項目を再考いただくか、技術評価基準書で示される技術評価基準項目に合わせて技術提案様式11を再考いただきをお願いいたします。	再考につきましては、確認・検討後、必要に応じて市ホームページにて掲載してまいります。
265	ー	-			-	貴市における過去5年間程度の下水道管路に起因する道路陥没等の発生件数及びその内訳（本管、取付管、人孔、公共供等）並びに下水道管路の漏水発生件数及びその内訳（配水管、給水管等）について、年度別にご教示ください。 なお、上記区分による集計がない場合は、貴市で把握している区分及び範囲でご提示ください。	水道管路につきましては、統計年報の中で確認が可能となっております。（5-3給配水施設修繕状況） 下水道に起因する道路陥没等は、令和4年度6件（人孔3件、樹2件、雨水コンクリ樹1件）、令和5年度3件（人孔蓋1件、樹1件、雨水管1件）、令和6年度5件（人孔4件、樹1件）、令和7年度4件（人孔2件、樹2件）です。
266	提案評価基準書（案）	P12			6-3給水装置に係る各業務について	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.9では、給水装置工事申込に関連する業務は本業務に含まず、給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者関連支援業務は含むと回答されています。 当該業務については、開発行為等の事前協議、給水装置申込及び工事申請書の受付・審査、及び給水装置工事の検査業務は含まれないとの認識でよろしくご教示ください。	開発行為等の事前協議については、工務課関連業務の民間譲渡開発業務に含まれます。給水装置申込及び工事申請書の受付・審査、及び給水装置工事の検査業務については、本業務に含まれますが、給水装置申込が下水道排水設備工事と同時に申請されるケースが多いため、窓口での「ワンストップ的な案内（書類の預かりと工務課への回送）」までは受託者の業務範囲として想定しています。
267	提案評価基準書（案）/業務仕様書等（01～20）/様式	P10.P11 -/P18			4-2業務実施体制/13上下水道局受付・窓口業務/様式11-18	料金等関連業務、窓口・電話対応、収納業務、滞納整理業務、給排水受付業務、及び貯蔵品調達管理業務の人員配置を検討するため、現行の業務別及び、正職員、会計年度職員、委託従事者別に、配置人員をご教示ください。	料金関係業務について、職員14名および会計年度任用職員3名の計17名で対応しています。内訳：課長：職員1名、調定係：（係長含む）職員7名、収納係：職員（係長含む）3名・会計年度2名、整理係（係長含む）：職員3名・会計年度1名 検討業務：現行受託者の従事者10名（検針員9名、監督者1名）で実施しています。 開閉栓業務：現行受託者の従事者5名で実施しています。 給排水受付業務は6名、貯蔵品調達管理業務は1名です。
268	要求水準書/募集説明書（案）	P2/P5			1-3.事業期間/11.7 履行期間	本業務の事業期間及び履行期間について、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間としています。対象業務全ての業務開始を令和9年4月1日とするのか、又は段階的に業務を開始するのか、いずれを計画しているかご教示ください。また、段階的に業務を開始する場合は、具体的な計画についても併せてご教示ください。	基本的には令和9年4月1日を業務開始としますが、業務内容により業務の都合上、段階的な業務開始となることを想定しております。段階的な業務開始時期については、請負予定者と事前協議において協議し決定してまいります。
269	要求水準書/募集説明書（案）	P2/P4			1-4.業務範囲、/1.5.1対象業務	要求水準書及び募集説明書（案）で、業務範囲等が示されていますが、事業期間中に受注者の提案等により、業務範囲の拡大を検討することを計画しているかご教示ください。また、業務が拡大した場合の事業費増額について計画があるかについても併せてご教示ください。	事業費の範囲内において業務効率化を図った上で、業務範囲の拡大提案は可能と考えております。現時点において、事業費の増額は考えておりません。
270	様式	-			様式11-18 収納業務、滞納整理業務	9月29日公表の「募集説明書等に関する質問及び回答」No.8では、現行局職員が行っている収納業務及び滞納整理業務についても本委託内容に含むとの回答があります。 一方、10月8日の現地見学会では、滞納整理業務について、現行の開閉栓業務に含まれる範囲を想定している旨の説明がありました。 受託者が実施する収納業務及び滞納整理業務の具体的な業務範囲について、局職員との役割分担を含めご教示ください。 あわせて、検針・調定から納期限、督促、給水停止予告、給水停止執行及び解除までの標準的な収納・滞納整理サイクル（実施時期・間隔）についてもご教示ください。	本業務における収納および滞納整理業務は、以下の役割を分担することを想定しています。 受託者の範囲： 収納業務：窓口での直接徴収事務、および現地での精算（徴収）事務、窓口レジの現金管理および釣銭の準備 滞納整理業務：簡易的な支払い延期受付（定められた期限内に限る）、現行の「開閉栓業務委託」の範囲を基本とし、具体的には、給水停止予告書等の配付、並びに滞納に伴う給水停止（閉栓）および納付後の開栓作業を指します。 発注者の範囲： 収納業務：各納付機関からの収納データチェック・財務伝票関連事務、遅付処理・口座振替関連業務（振替データ作成等） 滞納整理業務：督促状の送付・給水停止予告および停止対象データの作成・分納相談・滞納処分に関する調査・手続等 標準的な業務サイクルは以下の通りです。 検針・調定確定・請求：毎月検針を実施し、検針月内に発注者が調定確定処理を行い、翌月に請求（納入通知書の送付等）を行います。 督促状の発送：請求月に納付が確認できない場合、翌月に督促状を発送します。督促期限は原則として当該月の15日（土日祝祭日の場合は翌営業日）です。 給水停止予告書の配付：督促期限の3営業日後（目安として毎月20日頃から5日間）に、未納者に対して給水停止予告書を配付します（月平均：約1,000件）。予告書内では、月末を期限として窓口での納付等を案内します。 給水停止の執行：予告期限（月末）までに納付や延期の連絡がない場合、その翌月3日頃から5日間の期間で給水停止（閉栓）を順次執行します（月平均：約350件）。なお、執行にあたっては、混乱を避けるため毎月1日および休日の前日は除外して運用しています。